

令和3年 朝日村議会

## 3月定例会会議録

令和3年 3月4日 開会

令和3年 3月16日 閉会

朝 日 村 議 会

## 令和3年朝日村議会3月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (3月4日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○議案第5号から議案第32号までの上程	7
○議案提案説明	7
○議案内容説明	17
○散 会	18
○署名議員	19

### 第 2 号 (3月12日)

○議事日程	21
○出席議員	21
○欠席議員	21
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	21
○事務局職員出席者	22
○開 議	23
○議事日程の報告	23

○会議録署名議員の指名	2 3
○諸般の報告	2 3
○日程の追加	2 4
○議案第 2 0 号の上程	2 4
○議案第 2 0 号の議案提案説明	2 4
○一般質問	2 5
上 條 昭 三 君	2 5
北 村 直 樹 君	3 3
上 條 俊 策 君	4 1
高 橋 良 二 君	4 6
清 沢 正 毅 君	5 1
高 橋 廣 美 君	6 0
林 邦 宏 君	6 6
中 村 文 映 君	7 6
齊 藤 勝 則 君	8 7
○散 会	9 8
○署名議員	9 9

### 第 3 号 (3月16日)

○議事日程	1 0 1
○出席議員	1 0 1
○欠席議員	1 0 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 1
○事務局職員出席者	1 0 2
○開 議	1 0 3
○議事日程の報告	1 0 3
○会議録署名議員の指名	1 0 3
○諸般の報告	1 0 3
○議案第 5 号から議案第 3 2 号までの質疑、討論、採決	1 0 4
○議案第 3 3 号及び発議第 1 号の上程	1 2 3

○議案提案説明	1 2 4
○議案内容説明	1 2 5
○議案第 3 3 号及び発議第 1 号の質疑、討論、採決	1 2 6
○朝日村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	1 2 7
○閉会中の継続調査の申出について	1 2 8
○会計管理者兼総務課長挨拶	1 2 8
○住民福祉課長挨拶	1 2 9
○子育て支援課長挨拶	1 3 0
○村長挨拶	1 3 1
○閉 会	1 3 2
○署名議員	1 3 3

令和3年朝日村告示第9号

令和3年朝日村議会3月定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月26日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和3年3月4日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	北 村 直 樹 君	11番	塩 原 智 恵 美 君

不応招議員（なし）

令和3年朝日村議会3月定例会 第1日

議事日程(第1号)

令和3年3月4日(木) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

(付議事件)

第 4 議案第 5号 朝日村行政財産の目的外使用に関する条例の制定について

第 5 議案第 6号 朝日村附属機関設置条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 8号 朝日村福祉医療費給付金条例の全部を改正する条例について

第 8 議案第 9号 朝日村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第10号 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第10 議案第11号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第11 議案第12号 朝日村介護保険条例の一部を改正する条例について

第12 議案第13号 朝日村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

第13 議案第14号 古見ふれあい親水公園の指定管理者の指定について

第14 議案第15号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

第15 議案第16号 工事請負契約の変更について

第16 議案第17号 松塩地区広域施設組合同規約の変更について

第17 議案第18号 松本市・山形村・朝日村中学校組合同規約の変更について

第18 議案第19号 令和2年度朝日村一般会計補正予算(第10号)について

- 第19 議案第20号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）について
- 第20 議案第21号 令和2年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第21 議案第22号 令和2年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第23号 令和2年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第23 議案第24号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第6号）について
- 第24 議案第25号 令和2年度朝日村下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第25 議案第26号 令和3年度朝日村一般会計予算について
- 第26 議案第27号 令和3年度朝日村国民健康保険特別会計予算について
- 第27 議案第28号 令和3年度朝日村介護保険特別会計予算について
- 第28 議案第29号 令和3年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算について
- 第29 議案第30号 令和3年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算について
- 第30 議案第31号 令和3年度朝日村簡易水道事業会計予算について
- 第31 議案第32号 令和3年度朝日村下水道事業会計予算について
- 第32 議案第5号から議案第32号までの議案提案説明
- 第33 議案第5号から議案第32号までの議案内容説明

**出席議員（10名）**

- |     |           |     |             |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 1番  | 上 條 俊 策 君 | 2番  | 高 橋 良 二 君   |
| 3番  | 清 沢 正 毅 君 | 5番  | 高 橋 廣 美 君   |
| 6番  | 林 邦 宏 君   | 7番  | 中 村 文 映 君   |
| 8番  | 齊 藤 勝 則 君 | 9番  | 上 條 昭 三 君   |
| 10番 | 北 村 直 樹 君 | 11番 | 塩 原 智 恵 美 君 |

**欠席議員（なし）**

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

- |       |           |                |           |
|-------|-----------|----------------|-----------|
| 村 長   | 小 林 弘 幸 君 | 副 村 長          | 小 池 貴 浩 君 |
| 教 育 長 | 百 瀬 司 郎 君 | 会計管理者兼<br>総務課長 | 塩 原 康 視 君 |



企画財政課長	上 條 晴 彦 君	住民福祉課長	上 條 文 枝 君
建設環境課長	上 條 浩 充 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君	子 育 て 支 援 課 長	中 村 聡 子 君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長	上 條 裕 子 君	主 事 補	石 田 和 香 君
--------	-----------	-------	-----------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（塩原智恵美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年朝日村議会3月定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

6番 林 邦 宏 議員

7番 中 村 文 映 議員

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（塩原智恵美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの13日間としたいと思いますが、  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの13日間と決定しました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定しました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長であります。

例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議案第5号から議案第32号までの上程

○議長（塩原智恵美君） この際、日程第4、議案第5号から日程第31、議案第32号までの議案を一括上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

---

#### ◎議案提案説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第32、ただいま提出されました議案第5号から議案第32号までの議案提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日ここに、令和3年、朝日村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より議員、村民の皆様方には、コロナ対策をはじめ村政に多大なるご理解、ご協力を賜り感謝を申し上げます。

初めに、昨年2月突如として出現した新型コロナウイルスにより、未曾有の暮らしを余儀なくされ1年が経過しました。第3波は、今年年明けには朝日村まで到達し、首都圏等特定地域に2回目の緊急事態宣言と長野県では医療非常事態宣言が発出されました。現在、感染者は全国で約43万人、死者数は約8,000人となっています。この間、医療は危機的な状況となりましたが、医療従事者の皆さんの献身的な努力により危機が救われたことに感謝と敬意を表したいと思います。感染はようやく下降線をたどりつつありますが予断を許しません。

朝日村の顔でもあるウインタースポーツですが、近年の暖冬傾向から一変し、冬らしいシーズン入りとなりリンク作り、雪作りも順調に推移しスケート場、スキー場はほぼ予定どおりの営業開始となりました。新たに指定管理者となりましたタジマモーターコーポレーション朝日様のご努力により、引き続きあさひプライムスキー場がオープンできたことに感謝を申し上げたいと思っております。しかし、厳寒期である1月や2月に雨が降る状況でコロナの影響に併せ利用客の減少の一因となりました。今シーズンの営業は3月7日で終了となります。

さて、新年度を迎えるに当たり、今までの振り返りと新年度どのような村づくりを行うのか所信の一端を述べたいと思います。

まず、昨年と今年度の振り返りですが、昨年の3月議会では約1年間を振り返り「夢中での目の前の課題に取り組んできた」の一言で、報告できるような成果にはいまだ至らず、という心境を述べさせていただきました。そして、2年目が経過しました。農業になぞらえますと1年目は土づくりの年であったと思います。畑を深堀りし、肥料をまき、土壌改良を重ね、畝を作りました。副村長の起用、組織改正と大幅な人事異動、全ての根幹をなす第6次総合計画と付随計画の制定、条例未公布問題等コンプライアンスへの対応がそれに当たります。

2年目である今年度は、コロナで始まってコロナで終わった感もございますが、コロナの大風が吹く中、多くの種を畝に沿ってまきました。その一端を振り返ります。

コロナ関係では議会からも特別支援策の提案をいただくなど朝日村独自事業として、商工業を中心に56事業、約2億600万円、国の事業を含めると総額7億700万円となる各種支援策を打ち出しました。子育て支援にも重点を置き、特に小学校では手洗いの自動化や教室の拡

張と暖房設備、保育園では未満児教室の拡張等大規模な対策となりました。

村づくり関係では、朝日村行政改革大綱、第3次朝日村男女共同参画計画、朝日村協働の村づくり指針、観光ビジョン等の計画作成、地域や公民館の在り方検討、企画会議・内部監査制度の新設、台風災害への備え等を推進し、強靱な体質へと一歩前進をいたしました。

働き方改革では、人事評価制度、時差出勤制度導入、残業年間80時間上限枠の廃止等により、メリハリをつけて仕事に取り組める制度に変更をいたしました。

D X、デジタルトランスフォーメーション関係では、折しもコロナ禍で浮き彫りになったI Tの遅れですが、当村ではタイミングよく先行して電子決裁や文書の電子化、議会のペーパーレス化に着手し、テレワークやサテライトオフィス化、G I G Aスクールの諸準備、電子メールやL I N Eを活用した村政情報の発信等仕掛けを作ってまいりました。

建設事業関係では、時限的な地方債や補助金を活用した大型事業に着手しました。防災行政無線のデジタル化、ヘリポートの建設、第5分団詰所建設、中央公民館講堂アスベスト除去、松ノ木橋の長寿命化、村道の舗装工事、小学校のトイレ改修事業等であります。

なお、コロナ等々の影響により遅れている事業もございます。

そのほか、買い物バスの試験運行、松本市・山形村2自治体と新公共交通システムの検討、スキー場の在り方検討により方向性を定めスキー場の継続ができました。

今年度をまとめますと自己採点としてはコロナ禍の中でしたが、将来にわたる道筋ができたとし70点ぐらいの出来栄ではないかと評価しております。

さて、令和3年度は小林村政3年目折り返しの年となります。そして、ワクチン接種も始まり先が読める状況となりますからコロナ禍で1年間停滞や希薄となったもろもろを取り戻すべく村政を展開してまいりたいと思います。

特に押さえておかなければならない事項について方針を述べます。

まず第1は、コロナ対応です。

これから始まるワクチン接種や各種支援策等コロナ対応をしっかりとやることです。待望のワクチンが日本に届き医療従事者から接種が始まりました。4月よりいよいよ65歳以上の高齢者からワクチン接種が始まりますが、朝日村におけるワクチン接種の体制について現時点での状況をお伝えいたします。

接種方式は、集団接種と個別接種の2方式で集団接種はトレーニングセンターで行い、個別接種は動けない高齢者のために訪問接種を計画しています。4月上旬以降、各個人宛てにクーポン券と日時指定用紙を発行し、対象者全員とコールセンターを通して接種の予約を行

います。接種の日程ですが、現時点ではワクチンの入荷が未定で全く計画が立てられない状況で4月の中旬に少し届くかどうかの予測であります。それまでの準備として、予防接種台帳システムの変更、民生委員の協力による接種困難者のリストアップ、接種の優先順位づけを現在計画中であります。そのほか、実施マニュアルの整備と4月にはリハーサルを計画しています。本格的に高齢者への接種が始まるのは5月に入ってからと推測しております。今後も関係機関と連携し臨機応変な対応を進めていくこととなります。

また、新たに国の第3次補正予算は朝日村へ約7,500万円の交付が決まりましたので、困っている人を助ける施策に重点を置いた支援策を検討してまいります。

第2は、今年度スタートした事業の継続です。

先ほど申しあげました、まいた種に水をやり、日を当て、発芽を促し、コロナ害虫を退治しながら育成させる年とします。早いものは収穫もできますが、多くは横芽をかき良い芽を伸ばし、来年以降の収穫も見込みじっくりゆっくり太い幹になるまで育てるつもりです。つまり、今年度着手した重要テーマをしっかりとフォローしていくこととなります。

関連していよいよ地籍調査に着手をいたします。長野県下で未着手の自治体は6自治体のみとのことで先の長い仕事になると思われませんが地籍調査のスタートを切りたいと思います。

第3は、財政課題への対応です。

後ほど、新年度当初予算編成方針でも述べますがコロナの影響で税収の落ち込みにより厳しい財政が予測されますので、大型事業はコロナ禍の先が見えてくるまで一旦先延ばしをします。例えを挙げますと、耐震強度のない浄水場の更新は急務の課題であります。投資額も大きいのでフューチャーデザイン、将来から今の現在の取組を考えるとという思想であります。そのフューチャーデザインを取り入れ内容の再検討をします。そのほか旧役場庁舎及び旧おひさま保育園の解体、わくわく館の屋根工事等も今後の大きな事業である小学校等の改築も想定し、有利な財源確保を検討しながら少々先送りとします。旧役場庁舎ですが解体に向けアスベストの調査をしましたところ、かなりのアスベストが入っているということが調査結果として見えてまいりまして当初の解体費用よりもかなりのすものと今推測しております。経常収支比率が会計年度任用職員制度の導入、人件費や物件費の上昇、下水道施設の返済等により今後高く振れることが予測されますので、やめていくテーマを明確にし、経常的経費の削減を進めます。また、税収を上げる対策として、ふるさと納税の増収を図るため返礼品の開発も進めます。

第4は公共料金の値上げ検討です。

上下水道を公営企業会計に昨年度より移行し、人口減少とともに今後収入が伸びないことや老朽化対策としての設備更新等、経営課題が鮮明になってまいりました。健全経営のためには、中長期的に見て一般会計からの基準外繰入れを減らしながら、徐々に利用料の値上げを検討していかざるを得ません。便利な下水道ですが、他の自治体に比べ施設の過剰投資、配管が長い等維持経費も高く負の要因となっております。

そのほか特別会計では、国民健康保険や介護保険の値上げもやむを得ない状況です。高齢者福祉施設への入居が他の自治体に比べスムーズにでき福祉が充実されていますが、反して負担金が多くかかっております。

第5は、人口維持対策です。

少子高齢化と人口減少の課題は、第6次総合計画でも最大のテーマです。人を呼び込む政策として、村営や民間の住宅開発等住居の確保が急務な課題です。向陽台第3期の開発は終了となりますので、企画部門や土地開発公社を中心に次の住宅政策の検討に入ります。

第6は、新たな各種福祉施策を展開します。

高齢者の運転免許返納をサポートするため、返納時から一定期間くるりん号等運賃の無料化をします。重度障害者福祉策の充実や妊産婦への福祉医療費の給付を始めます。そのほか、将来無医村とならないために村内医療体制を検討する委員会を立ち上げてまいります。

第7は、子育て、教育関係です。

いよいよ、GIGAスクール構想により小学校では1人1台のタブレットが整備されICTを活用した授業が始まり、楽しく効果的な学びとなるよう推進してまいります。また、各家庭におけるネット環境整備も費用の一部を補助してまいります。子育て支援では、わくわく館の裏庭を乳幼児用の遊び場に作り直し、縄文むら公園も子育て世代の人々が気軽に利用できるよう整備を始めます。

第8は、農業振興策です。

今後随時6工区の圃場整備が終了しますが、高齢化や担い手不足により耕作者確保が深刻な問題と予想されますので、就農者の確保と新規就農者育成を推進します。あわせて朝日村の農業はどうあるべきか農業ビジョンを関係者にご協力をいただき作成し、今後の朝日村の農業の方向性を打ち出したいと思っております。コロナ禍における野菜販売等への影響を注視し、個人事業主でもある農家支援も行ってまいります。

第9は、商工業と観光の振興策です。

コロナ禍の影響は続きますので、商工業に対し追加支援策の検討をしてまいります。また、

商工会や観光協会と協業し朝日村の農業に次ぐ新たな顔として木工家具で朝日村の顔を作っています。観光ビジョン作成により中期的な方針を明確にできましたので観光協会組織の強化を図り、多くの方に朝日村に来てもらう「こと」を起こし、そして地元にお金の落ちる仕組みづくりを推進します。また、観光面における山形村との連携について具体的な事業展開を図ります。

第10は、脱炭素社会への取組です。

ゼロカーボン、ゼロエミッションの関係であります。近年の異常気象は、地球温暖化がもたらすものとされ、その要因となる事象を極力取り除いていくことに朝日村としてもチャレンジをしています。村民一人一人の機運を盛り上げるための周知活動や県企業局や民間との連携により、鎖川水系を生かした小水力発電、木質バイオマス発電の調査研究にも着手をしています。

第11は、経営的村政への転換です。

行政改革大綱では、村政の運営から経営の視点が示され副村長、教育長と共に経営を担うため理事者会議を新設します。また、各課長は各事業の事業部長として経営の一端を担うこととし、従来の課長会議を廃止し、村政経営の母体となる経営会議を新設し、課長も経営感覚と責任を持って思い切り活躍できる場を作っています。

行政改革大綱の作成に当たり、現状把握と問題点の分析を進める中、職員の年齢構成や会計年度任用職員への偏りなどゆがみも見えてまいりました。対応として、退職職員も多いことから例年より厚く新人採用を図り、初めてのこととなりますが、上級職の採用枠を設けて新規採用をいたしました。そのほか現在の経営を考える場合、将来の世代から評価される方策を考えていく、先ほども触れましたがフューチャーデザイン思想の導入を検討しています。組織においても効率とスピード向上を目指し、総務課と会計室、子育て支援課と教育政策課の統合による組織の再編や土地開発公社、観光協会等各種外郭団体やアグリ・チャレンジセンター、わくわく館、にじいろキッズ、図書館、美術館、精神デイケアそういったものも組織図上で主管課を明確にしました。

最後に第12は、対話活動の再開です。

コロナ禍で途絶えておりました出前村政等対話活動ですが、ワクチン接種も落ち着いてきましたら村民の声を聞く活動を再開します。出前村政のほかにオープン参加で仮称ですが「朝日村を語ろう会」そういったものを定期的で開催していきたいと思えます。

まだまだコロナ禍ではありますが、新年度も村政経営の基本的な考え方は、福祉あふれる



元気で明るい村づくりとみんなで村政に参画しようを基本に据え、第6次総合計画の目指す姿として人・自然・産業が輝き、夢・希望・笑顔あふれる朝日村の実現に向け、厳しいかじ取が予測されますが、決してマイナス思考ではなく、元気で明るい楽しい村づくりのため、プラス思考で取り組んでまいります。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

本日、提案いたしました議案は条例9件、指定管理1件、計画1件、契約1件、規約2件、予算14件の計28件でございます。

まず初めに、議案第5号 朝日村行政財産の目的外使用に関する条例の制定につきましては、地方自治法に規定により行政財産の目的外使用の許可を受けたものから使用料を徴収するため定めるものでございます。

次に、議案第6号 朝日村附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、附属機関に新たな委員会を加えるため条例を改正するものでございます。

次に、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職の職員で非常勤に新たな委員を加え報酬額欄等を変更するため条例を改正するものでございます。

次に、議案第8号 朝日村福祉医療費給付金条例の全部を改正する条例につきましては、県の福祉医療給付事業見直し等に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第9号 朝日村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、塩尻市衛生センター利用料の改正に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る手数料を改正するものでございます。

次に、議案第10号 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律公布に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第11号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、所得税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の特例に関する規定を追加する改正でございます。

次に、議案第12号 朝日村介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険制度改正に伴う第8期事業計画に基づく介護保険料の改正でございます。

次に、議案第13号 朝日村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例につきましては、社会保障審議会審議による国省令交付に伴

う指定居宅サービス等の基準改正に伴う改正でございます。

次に、議案第14号 古見ふれあい親水公園の指定管理者の指定につきましては、指定管理者期間満了に伴い、令和3年4月1日から指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第15号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、国の法律の規定に基づき朝日村辺地対策総合整備計画の変更について議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第16号 工事請負契約の変更につきましては、朝日村簡易水道舟ヶ沢水源取水施設改良工事請負契約の変更を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第17号 松塩地区広域施設組合理約の変更と議案第18号 松本市・山形村・朝日村中学校組合理約の変更につきましては、松本市副市長が2人体制になったことに伴い、組合理約を変更することの協議について議決を求めるものでございます。

次に、議案第19号から25号までは補正予算でございます。1,000円未満切捨ての万単位で申し上げます。

初めに、議案第19号 令和2年度朝日村一般会計補正予算（第10号）につきましては、歳入歳出予算からそれぞれ2億1,340万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,000万円とするものでございます。このうち歳入の主なものは、村税が1,505万円、地方交付税が5,081万円の増額、国庫支出金が1,676万円、繰入金4,400万円、諸収入が6,766万円、村債が1億4,350万円の減額等でございます。歳出では、新型コロナワクチン接種事業が906万円、除雪委託料150万円、財政調整基金積立金5,700万円の増額、土地開発公社事業資金貸付金が7,100万円、防火水槽設置事業が2,775万円、三俣沢保安林分筆測量業務890万円等の減額のほか、事業実施に伴う不用額等の計数整理でございます。

次に、議案第20号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ481万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,450万円とするものでございます。歳出では出産育児一時金168万円、財政調整基金積立金393万円の増額等をするものでございます。

次に、議案第21号 令和2年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1,024万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,740万円とするものでございます。歳出では、保険給付費の増額、事業実施に基づく地域支援事業の増額精査等をするものでございます。

次に、議案第22号 令和2年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算からそれぞれ736万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,180万円とするものでございます。歳出では、納付金の減額精査をするものでございます。

次に、議案第23号 令和2年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ234万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,150万円とするものでございます。歳出では、消耗品の増額をするものでございます。

次に、議案第24号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第6号）につきましては、収益的収支のうち収入を786万円減額し、総額を1億4,915万円。支出を307万円追加し、総額を1億1,029万円とするものでございます。主には、消費税及び地方消費税の申告額試算による概算納付額の増額によるものでございます。

次に、議案第25号 令和2年度朝日村下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収支のうち収入を334万円減額し、総額を3億2,329万円、支出を156万円追加し総額を2億7,071万円、資本的収支のうち収入を400万円追加し、総額を1億9,114万円。支出を700万円追加し総額2億6,365万円とするものでございます。主には、消費税及び地方消費税の申告額試算による概算納付額の増額、国の第3次補正予算により事業採択されたピュアラインあさひ耐水化計画策定費用の増額によるものでございます。

次に、議案第26号から32号までは新年度予算でございます。同じく1,000円未満切捨て万円単位で申し上げます。

初めに、議案第26号令和3年度朝日村一般会計予算です。

予算編成方針ですが、依然としてコロナ禍にあり税収の落ち込み等、先行きが不透明であることから極力大型事業を絞り込んだ予算編成とし、前年度比22.9%減の25億7,700万円といたしました。前年度はアスベスト対策や緊急防災減災事業など期限付き、そしてしかも最終年度というような、補助が最終年度ということですね、そういったものの事業が多くあったため大型予算編成でありました。新年度は通常予算に戻した形となります。予算編成の特徴ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策関連、防災対策、必要なインフラ投資、移住定住、子育て対策それらを重点としたテーマであります。

主な内容について申し上げます。

歳入では、村税が前年度比3,199万円の減、コロナ影響に伴う住民税の減、減価償却による固定資産税の減額等見込んだものでございます。譲与税及び交付税は前年度比50万円の増で、地方特例交付金の増額等を見込んでおります。地方交付税は前年度比700万円の減額を

見込んでおります。使用料及び手数料前年度比1,154万円の減額で指定管理者の撤退により令和2年度当初予算時に観光施設直営とした使用料等が皆減となっているものでございます。国庫支出金は、前年度比1億360万円の減で大型建設事業に伴う補助金が減額となっているものでございます。

繰入金は、前年度比3,034万円の減で、建設事業に伴う基金繰入れの皆減によるものでございます。

諸収入は、前年度比1億1,923万円の減で、向陽台宅地造成事業に係わる土地開発公社事業資金貸付元利収入の皆減によるものでございます。

村債は、前年度比4億5,320万円の減で投資的事業の減に伴うものでございます。

次に、歳出では、総務費が前年度比1億4,133万円の減で、新たな主なものとして公共施設等総合管理計画策定事業319万円、旧あおぞら保育園プール解体工事500万円、例規集見直し支援業務120万円、国政選挙費1,154万円等でございます。

民生費は、前年度比599万円の増で、法に基づいて支出する社会保障費のほか、妊産婦福祉医療給付140万円、子育て世帯におけるICT環境整備補助金50万円、ファミリーサポート事業利用補助金などが主なものでございます。

衛生費は、前年度比547万円の減で、健康づくりの推進で取り組む健康ポイント事業169万円、コロナ対応としてPCR検査等自主検査費用補助金100万円等が主なものでございます。

農林水産業費は、前年度比720万円の減で、継続事業で行う圃場整備等の土地改良事業のほか、JA集出荷施設建設補助金590万円、土地改良施設個別施設計画策定400万円、地籍調査事業計画策定350万円、新規就農による地域おこし協力隊費801万円等が主なものでございます。

商工費は、前年度比114万円の増で、スキー場特別会計繰出金3,990万円、キャンプ場、コテージ環境整備費895万円が主なものでございます。

土木費は、前年度比7,153万円の減で、空き家調査費310万円、除雪重機の更新1,810万円、基幹村道の舗装修繕工事2,118万円、村道西洗馬7号線道路改良1,750万円、村道古見3号線道路改良510万円、御道開渡橋長寿命化詳細計画610万円、西洗馬内山沢緊急しゅんせつ事業500万円等が主なものでございます。

消防費は、前年度比2億4,605万円の減で、国土強靱化計画策定300万円、防火水槽除去工事130万円等が主なものでございます。

教育費は、前年度比3億2,336万円の減で教育大綱策定102万円、小学校プール外壁改修工

事520万円、施設長寿命化事業実施計画策定150万円、ICT支援員等配置480万円、向陽台氏神遺跡調査費2,200万円が主なものでございます。

次に、特別会計についてでございます。

議案第27号 令和3年度朝日村国民健康保険特別会計予算につきましては、前年度比2,400万円5.3%の減で、総額が4億3,000万円でございます。歳出の主なものは、保険給付費2億8,213万円でございます。

次に、議案第28号 令和3年度朝日村介護保険特別会計予算につきましては、前年度比2,290万円4.5%の増で、総額が5億3,660万円でございます。歳出の主なものは、保険給付費4億8,410万円でございます。

次に、議案第29号 令和3年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度比700万円11.8%の減で、総額が5,230万円でございます。

次に、議案第30号 令和3年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算につきましては、前年度比1,050万円32.3%の増で、総額が4,300万円でございます。歳出の主なものは、元利償還金のほか、リフト施設等修繕工事など施設維持管理費1,300万円によるのでございます。

次に、議案第31号 令和3年度簡易水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出で収入総額を1億4,429万円、支出総額を1億1,120万円とし資本的収入及び支出で収入総額を5,381万円、支出総額を9,130万円とするものでございます。歳出の主なものは、三ヶ組減圧弁設置事業1,580万円でございます。

次に、議案第32号 令和3年度下水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出で収入総額を3億714万円、支出総額を2億6,922万円とし、資本的収入及び支出で収入総額を1億9,832万円、支出総額を2億7,500万円とするものでございます。歳出の主なものはマンホールポンプ非常通報装置等設備更新2,500万円でございます。

以上、提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、よろしくご審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

---

## ◎議案内容説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第33、議案第5号から議案第32号までの議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩します。

休憩 午前 9時45分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 4時30分

○議長（塩原智恵美君） これより、本会議を再開いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（塩原智恵美君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時31分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和3年朝日村議会3月定例会 第2日

議事日程(第2号)

令和3年3月12日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

(追加付議事件)

追加日程第1 議案第20号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第7号)  
訂正請求について

---

出席議員(10名)

1番	上條俊策君	2番	高橋良二君
3番	清沢正毅君	5番	高橋廣美君
6番	林邦宏君	7番	中村文映君
8番	齊藤勝則君	9番	上條昭三君
10番	北村直樹君	11番	塩原智恵美君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	小池貴浩君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	塩原康視君
企画財政課長	上條晴彦君	住民福祉課長	上條文枝君
建設環境課長	上條浩充君	産業振興課長	清沢光寿君
教育次長	上條靖尚君	子育て支援 課長	中村聡子君

---



事務局職員出席者

議会事務局長 上 條 裕 子 君      主 事 補 石 田 和 香

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（塩原智恵美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

8番 齊藤勝則 議員

9番 上條昭三 議員

を指名します。

---

◎諸般の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎日程の追加について

○議長（塩原智恵美君） お諮りいたします。3月4日村長から提出された議案第20号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）について、3月5日付訂正請求がありました。

議案第20号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）訂正請求についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）訂正請求についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎議案第20号の上程

○議長（塩原智恵美君） この際、追加日程第1、議案第20号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）訂正請求についてを議題とします。

---

◎議案第20号の議案提案説明

○議長（塩原智恵美君） 村長から、議案第20号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）訂正請求の理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいまの件、誠にお手数をおかけいたしますが、追加日程をお認めいただきまして、ありがとうございました。

それでは、議案訂正請求書をご覧いただきたいと思えます。

議案第20号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）に対する訂正に

ついてということでございます。

訂正理由ですが、財政調整基金繰入金の補正額の記載誤りを訂正するものでございます。

それでは、議案訂正請求書をめくっていただくと、そこに歳入歳出予算補正の歳入の部分についての表がありますが、ここに訂正箇所を線で引いております。ご確認をいただきたいと思いますが、最初提出したものは、最後の計が△6ということになっておりました。こういった内容の訂正でございます。どうぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長（塩原智恵美君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）訂正請求についてを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）請求訂正についてを許可することに決定しました。

---

### ◎一般質問

- 議長（塩原智恵美君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて35分と決められています。簡潔にお願いします。

また、時間5分前になりましたら事務局より鈴でお知らせしますので、お含みおきください。

---

### ◇ 上 條 昭 三 君

- 議長（塩原智恵美君） 最初に、9番、上條昭三議員。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 9番、上條昭三でございます。

本日は3問の質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問でございますが、コロナ感染防止対策の継続とワクチン接種についてでございます。

今住民が一番関心のあることは、コロナであると思います。県内で新型コロナウイルス感染者が確認されてから1年が過ぎました。感染者が最も急増した昨年11月から、第3波は年末年始の通常とは異なる人の移動や会食などが感染拡大の要因となり、松本地域でも猛威を振るったと思います。感染者が昨年未まで比較的抑えられていた松本地域ではありましたが、年明け以降、第3波で感染が拡大し、医療機関や高齢者施設で集団感染が発生しました。

また、国では、感染の第3波はようやく落ち着きつつあることから、3月1日、10都府県に発令中の緊急事態宣言は首都圏を除いて解除されました。残る1都3県の緊急事態宣言は3月7日まででしたが、2週間延期されるようです。解除された府県からの人の動きが活発になれば、再び感染が拡大する可能性が高くなります。

私の考えを申し上げます。県町村会の申合せもあるとは思いますが、ワクチン接種が完了するまでは、今までどおりの朝日村独自の感染防止対策を継続することをお願いしたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症対策の切り札がワクチン接種ですが、ニュースなどでは、ワクチンの供給スケジュールがなかなか確定しないようです。朝日村での接種スケジュールは当初の予定どおりにいかないようですが、今後の見通しはどのようになっていますでしょうか。

以上が、1問目の質問でございます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいまの上條昭三議員の質問にお答えをいたします。

ワクチン接種が完了するまで今までどおり朝日村独自の感染予防対策を継続してほしいという、また、今後の接種の見通しはどうかのお尋ねでございます。

朝日村には、やっと4月の下旬にワクチンが入ってくるという報道が現在ございます。この内容といたしましては、1箱、各市町村1箱配られるということで、その中には、よくテ

レビで目にしますあの瓶が195本入っているそうです。これは、単純に計算すると975回分の接種に使えて、約480人分のワクチンであるというような報道がされています。ただし、まだそのほかのワクチン、その1箱も4月の下旬の週というだけで、具体的な詳細の日程まではつかめませんし、その後のワクチンの入荷がどうなるかの詳細な日程は、まだ連絡も来ておりませんし、私どもではつかめておりません。

そういう中で、首都圏では緊急事態宣言が継続しておりますし、変異株のウイルスが蔓延する兆しも出てきております。宣言解除後のリバウンドや第4波も懸念されますので、朝日村のコロナウイルス感染症対策は、このコロナ問題が収束するまで継続をしてまいりたいと思います。

具体的な対策内容ですが、継続して毎週開催をいたしております新型コロナウイルス感染症対策本部、この会議を継続しますし、また、その会議の中で、その時々、場面場面によって検討されたもの、ことを村民に告知放送、新たな生活様式の継続の依頼という形で村民に依頼していく形になります。

そのほか、もう少し具体的な内容につきましては、担当課長より答弁をさせますので、よろしくをお願いします。

私のほうとしては、収束するまで朝日村独自の対策を継続するという議員のおっしゃっていることと全く同じことをやろうと思っていますので、お願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、私のほうから、ワクチン接種の今後の見通しにつきましてお答えをさせていただきます。

県内の新規感染症は、議員がおっしゃいましたように、2月中旬に警戒レベルが引き下げられ、また、現在の入院患者病床も落ち着きを見せてきております。当朝日村におきましても近々での発症者はゼロとなっております、日々感染防止にご協力をいただいております議員をはじめ村民の皆様に感謝を申し上げます。

さて、議員ご質問のワクチン接種のスケジュール等の見通しについてお答え申し上げます。

先ほどの村長の答弁にもございましたように、今回のワクチン接種は、ワクチンのお荷の時期と数量が一番の鍵となっております。直近では国から示されました日程で、4月5日から19日の週におきまして医療従事者等への接種を優先確保しつつ、高齢者の出荷が始まる予定となっております。翌4月26日の週には、全市町村に1箱ずつ配送される予定となっております。

ります。なお、2回分をまとめて出荷されるため、先ほど村長が申し上げましたとおり、当村では487人分となります。

これら国のスケジュール等を踏まえまして、現在、当村の接種計画を進めておりますが、ワクチンの入荷状況が大きく影響されることが予想されております。このため、その都度、村民の皆様には丁寧なご説明をしつつ、ご案内をしてまいりたいと思います。

現時点での村の接種対象者とスケジュールは、次のとおりでございます。

最初に、接種対象者でございます。今回の接種対象者の接種におきましては、16歳以上の方が対象になります。なお、妊婦の方は希望者のみとなります。ワクチンの入荷が4月26日の週には、まず、全市町村に1箱ずつ配送されることから、接種のご案内、接種クーポン等、接種の日時の指定券を4月の上旬をめどに各ご家庭へお届けができるように現在進めております。

また、これに合わせましてコールセンターの設置をいたします。コールセンター専用の電話回線を確保いたしまして、看護師、保健師の医療職が皆さんの不安にお答えをし、受付をさせていただきます予定です。

また、今回は対象者全員の皆様の接種予約の受付をさせていただきます。予約に際しましては、郵送させていただきます指定日時の可否を、村民全員の方からコールセンターへお電話をいただき、確認、変更する仕組みといたしました。これは、接種通知の開封のし忘れの防止、確実かつ効率的に予約日時をお取りできる仕組みとしたものでございます。

また、接種の優先順位につきましては、国が定めましたマニュアルに沿いまして、感染リスクが高く重症化しやすい65歳以上の高齢者の方からスタートすることといたしました。それまでの準備といたしまして、現在、予防接種台帳のシステムの改修、民生委員の協力によります接種困難者のリストアップ及び接種優先順位の検討を進めております。

優先順位につきましては、まず高齢者の方からとなりますが、クラスターの発生が懸念されます施設入所者とその職員も含まれておりまして、村内では約70名の方が対象となっております。その他、65歳以上の高齢者の方は約1,440名となっております。優先順位といたしましては、感染リスクを考慮いたしまして年齢順に、まずは90歳以上の方からと考えております。

また、高齢者の接種に際しましては、会場にお越しになることが困難な方への対応といたしまして、かかりつけ医による訪問等、個別接種も検討中でございます。

なお、今回のコロナワクチンの接種率につきましては、インフルエンザと同様の60%、

840人と想定をしております。しかしながら、ワクチン接種は命を守る最適な手段であることから、皆様に十分ご理解をいただきまして、一人でも多くの皆様に接種を受けていただくよう努力をしております。

高齢者の方の次には基礎疾患のある方、その次に16歳以上64歳までの方を対象に、全村民の方の接種を順次進めてまいります。

いずれにいたしましても、冒頭で申し上げましたように、ワクチンの入荷時期と数量が一番の鍵となっておりますことから、国・県等の動向、情報を十分に把握、理解をいたし、村の告知放送、ホームページ、ケーブルテレビ等を通じまして、村民の皆様へ迅速かつ分かりやすい情報提供に努めてまいります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、一日も早いコロナの収束を願ひまして、村長の答弁にもございましたとおり、日々の感染状況を的確に捉え、感染症対策本部を基幹とし、経済対策との均衡を保ちつつ、継続的な感染予防対策を行ってまいります。上條議員をはじめ村民の皆様には、引き続き感染防止へのご協力をお願いしたいと思います。

私からの答弁は、以上になります。

○議長（塩原智恵美君） 再質問ございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 4月26日に第1回ということで、それ以降の情報を順次、的確に伝えていただきたいということで、1問目の質問は終わります。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

洪水浸水想定ハザードマップの作成についてでございます。

2019年の台風19号の豪雨災害は、地球規模での気候変動がもたらしたものだと言われていて、長野県にも甚大な被害をもたらしました。地球環境の変化により、いつ朝日村に豪雨災害が襲ってきても不思議ではありません。過去の災害データや経験は適用しなくなっているのです。

国土交通省の洪水ハザードマップの作成基準による想定される最大雨量は、千年に一度レ



ベルであります。この千年に一度レベルの豪雨が朝日村を襲った場合に、浸水が見込まれる地域の洪水ハザードマップの作成をするように、令和元年12月の一般質問で指摘いたしました。が、まだ見ておりません。

このほど2月に、松本市と池田町で相次いで千年に一度の大雨を想定してハザードマップを改定したとの報道がありました。

朝日村での洪水浸水ハザードマップを千年に一度の大雨を想定して作成することについて、どのように考えていますでしょうか。

以上が、2問目の質問でございます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 上條昭三議員ご質問の洪水浸水想定ハザードマップの作成についてお答えさせていただきます。

朝日村の鎖川は、針尾橋から下流は長野県奈良井川改良事務所が河川管理者であります。この奈良井川改良事務所では、平成30年度に鎖川の洪水浸水想定区域図を作成いたしました。この洪水浸水想定区域図は、千年に1回想定し得る最大規模の豪雨による洪水浸水想定区域を示したものであります。これは、市町村が防災・減災を目的に作成するハザードマップとは異なり、ハザードマップを作成するために必要となる基礎情報などを整理したものであります。なお、洪水浸水想定区域は、長野県公式ホームページにただいま公開されております。

朝日村では、令和元年度、この洪水浸水想定区域図を行政システムに取り込み、現在、災害対応に活用中であります。行政システムでは、洪水浸水想定区域図と朝日村の土砂災害警戒区域、また、避難所の位置等を合わせ、表示が可能となっております。この表示された内容が洪水浸水想定ハザードマップであります。洪水浸水想定区域図が浸水深、浸水時間などの詳細な区分になっているため、今後の予定でありますけれども、誰が見ても分かりやすくした形で整理しまして、整理したところで村の公式ホームページに公開する計画であります。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 再質問ございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） ハザードマップを作ってホームページで公開するということが、以前、全戸配布の防災マップというのが配られました。このような形で土砂災害も含めてまた全戸配布するような計画はありますか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） お答えさせていただきます。

ご指摘の防災マップでありますけれども、防災マップにつきましては、この3月末に新しく土砂災害警戒区域指定追加となった地域、また、この新庁舎を含めました朝日村の地形図を更新した形で、新しい更新版の防災マップを全戸配布の予定であります。

また、この今回のハザードマップにつきましては、先ほど答弁させていただきましたが、分かりやすい形で整理できた段階で、まず、ホームページのほうに公開させていただきました、その後、全戸配布等も検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 再質問ございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） ぜひ全戸配布もできるだけ早い時期にやっていただくようお願いしまして、2問目の質問は終わります。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） それでは、3問目の質問をさせていただきます。

地域プロジェクトマネジャーの採用についてでございます。

国が行う人口減少経済停滞に悩む市町村支援の新制度が、2021年度から始まります。特産品を生かした商品開発など幅広い分野で活躍して、市町村が活性化に必要なノウハウを持った経験豊かな人材、地域おこしのリーダーになれる人材を市町村が採用して、国が後押しする制度です。

募集する人材は、地域づくり活動に実績のあるコンサルタントやNPOのメンバーで、経

験豊かな人材を登用することで関係者間の調整や橋渡しに指導力を発揮してもらうことが狙いであるということです。

朝日村でも、この新制度を活用して地域プロジェクトマネジャーの採用を検討してください。

以上が、3問目の質問でございます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、上條議員ご質問の地域プロジェクトマネジャーの採用についてでございますけれども、上條議員がおっしゃられますように、地域プロジェクトマネジャー制度は、令和3年度から始まる国の新たな制度でございます。特産品を生かした商品開発など地域活性化を図るプロジェクトなどを実施するため、専門的な知識や経験を有した人材を村が雇用した場合、国から財政支援が受けられます。募集できる人材は、1市町村につき1名でございます。3年間を限度として雇用に必要な経費650万円まで国の特別交付税が措置されます。

これまでの地域おこし協力隊の場合、支援額は470万円が上限であったため人材の幅が限られていたことが、地域プロジェクトマネジャー制度では支援額が650万円と高額になったことで、コンサルタントやNPOのメンバー、実際に地域おこしに携わった経験豊かな人材の雇用が可能となります。こういったことから、専門性の高いプロジェクトの推進が図られるものでございます。

今年から新たに創設された制度のため、具体的な検討はまだ行っておりませんが、国の参考例としましては、地場産品を生かした特産品の開発、また、空き家の店舗等への利活用、定住・移住促進企画の実施、未利用の公共施設の活用等が挙げられております。

当村におきましても、特産品の開発など特に専門的な知識やノウハウが必要なプロジェクトにおきましては職員が対応していくには難しい面がございますので、今後この地域プロジェクトマネジャーの活用について検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） このプロジェクトマネジャーは、多分オールラウンドプレーヤーになると思います。いろいろなことができると思います。例えば集落支援をして、協働のむらづくりなんかにもリーダーシップを発揮してもらえないかと思います。ぜひ採用の検討をお願いいたします。

以上で、本日の質問を終了します。

○議長（塩原智恵美君） これで、上條昭三議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、10番、北村直樹議員。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 10番、北村直樹でございます。

本日、私は2つの質問をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、1問目、山形村との観光振興提携につきまして。

お隣の山形村、朝日村にとっては最重要パートナー村と認識しておりますが、その山形村におきましては、先月2月16日告示の山形村長選挙が行われました。2期目を目指す現職の本庄利昭村長が当選をされました。本庄村長の公約を拝見したところ、山形村における様々な課題が提起されており、その問題解決のために具体的な施策が盛り込まれておりました。

その中に移住を促すための施策の一つとして、山形村の魅力発信には観光振興は欠かせない。山形村の観光資源を生かしつつ、朝日村との新たな観光提携も検討を深めなければならないとうたわれておりました。私は、この言葉を非常にうれしく思うと同時に心強くもあり、ありがたいと個人的には思っております。

人口減少・少子高齢化が進む地方行政においては、まさにこれからの観光の在り方や地域経済の活性化は、単村レベルで行うのではなく、隣接する地域との広域にわたる施策が求められる時代に突入しているのではないのでしょうか。

山形村、朝日村共に様々な特徴を生かした観光施設があるかと思えます。山形村とえば、

唐沢そば集落、伝承館、スカイランドきよみずが代表格に挙げられ、商業施設では、アイシティ21をはじめとする大型のスーパーが幾つか挙げられます。当朝日村においては、朝日プライムスキー場に野俣沢林間キャンプ場、武居城公園、古川寺、民俗資料館、朝日美術館等が挙げられます。

これら両村における観光資源を、今後どのように活用し、地域の魅力として発信していくのか。それを実現させるためには、両首長での話し合いはもちろん、両村の産業振興課や関係団体での検討を重ねていく必要があるかと思えます。ぜひとも両村力を合わせて実現してほしいと思っております。

以上のことから、次の質問をいたします。

1つ目、本庄村長の朝日村との新たな観光連携との提言を受けて、当村の見解をお聞かせください。

2つ目、観光面だけではなく生活面や医療面、農業分野における山形村との今後の関わり方について、当局の見解をお聞かせください。

3つ目、山形村以外の隣接する地域、松本市、塩尻市との今後の地域連携構想について、具体的なビジョンがあればお聞かせください。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、山形村との観光振興提携についてということで、私のほうからは基本的な見解を述べさせていただいて、補足の部分は担当課長より答弁をいたします。

まず、山形村との観光連携、当村の見解はというご質問でございますけれども、山形村との観光連携ですが、本庄村長さんとは書面での取り交わしはできておりませんが、お互いに連携して観光政策を進めましょうという合意、強い合意ができております。観光資源の多くない隣村同士でありますから、この連携は新たな人の流れを生むというふうに確信しております。具体的にどういうことをやるか詳細な詰めはこれからですが、現在、産業振興課と観光協会同士で協議に入るということで、今日程まで具体的に組まれてきております。そういったことで、本当に隣村同士で力を合わせて観光事業もやっというふうなことであります。

次に、生活面、医療面、農業分野、そういったものの関わりについての見解はということ

でございますけれども、生活面、医療面、農業分野の連携、本当にまだまだこれからだと思うんですが、山形村との連携は、松本市も含みますが、広域交通の件では具体的に話が進んでおります。朝日村を通過して、山形村を通過して、波田の病院まで行こうとか、または、そういった地域循環的なバスのことも、今積極的にこの3市村で協議をしております。

そして、生活面とか医療面、この面につきましては、もう既に朝日村から山形村の各施設に大勢人が行って、往来は盛んであるというふうに思っております。

また、農業面では、観光面のそういった進捗に合わせて、いわゆる農業を観光に生かしていくというのは朝日村の基本的な考え方の一つでもありますから、今後、併せて検討してまいりたいと思います。

次に、松本、塩尻との連携はどうなっているかということでございますけれども、松本市との連携は、先ほど申した公共交通的な検討会が現在進行しております。そして、今後、松本市も中核都市ということで変わっていくわけでございますけれども、もしそういうふうな立場になってきた場合には、今後、新たな具体的なテーマも上がってくるかと思いますが、今現在では具体的なテーマはございません。

塩尻市との連携ですが、具体的なテーマは現在はありません。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） 北村議員のご質問にお答えいたします。

ただいま村長より大きな見解等は申し上げましたが、産業振興課に関する部分につきましてお答えさせていただきますが、今回、こういったお話を理事者間でお話させていただく中で、観光の担当といたしましても両村それぞれ数多くの資源を持っておりますが、うまく活用し切れてないという実情で捉えてございます。今後は、両村観光担当課はもちろん、観光協会、商工会等と連携を図る中で、幾通りもの組合せを広く捉え、それを事業展開できれば、人の巡回による両村の地域経済の活性化につながるということで期待しているところでございます。

また、生活、医療面についてはちょっと抜かしますが、農業部分で連携という部分を考えますと、主要作物の違いというものはございますが、農業従事者の高齢化、新規就農者の確保、また有害鳥獣駆除対策、そしてまた風食防止対策等々、関連する共通事項たくさんございますので、そんなところでもまたしっかりと連携を図ってまいりたいと思っております。

また、松本、塩尻市との構想は現在まだございませんが、これまでも松本広域連合や日本アルプス観光連盟の事業の中で、松本市や塩尻市とともに広域的な観光事業については連携を図ってまいりました。

しかし、議員ご提案のとおり、松本市には松本城や上高地、塩尻市にはワインや漆器など数多くの魅力ある資源がございます。そして多くの観光客が訪れております。少しでも足を伸ばしていただいて朝日村に訪れていただけるような仕組みができれば最高だと思っております。今後、各市に相談させていただきながら、連携方法についても研究してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 村長、それから担当課長よりご説明をいただきました。非常に前向きな返答をいただきまして、いよいよこれで両村足並みをそろえて一つの目標に向かって観光分野が動き出すのではないのかなというところを期待しているわけでございます。

本日は、今後いろいろと検討がされると思います、前向きな検討をいただいたということで納得のほうはしておりますが、私の個人的なちょっと意見を述べさせていただきたいと思っております。

やはり山形村、朝日村、非常にいい施設、観光資源を持っているかと思っております。これらをやはり今後どうやって結びつけていくかというところが、非常にテーマになってくるのかなというふうに思っております。これは一つの夢でございますが、今後、朝日村、山形村による共同のこういった施設だったりとか、または協働によるホームページの作成、または協働による、何か協働で山形村との関わりを持って推進していただきたいなというふうに思っております。この点については、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ご提案ありがとうございます。本当に私もよく前に言ったことがあるんですけども、こんな小さな村であれだけのホームページを維持していくって大変なんです。松本市のホームページ見ても、朝日村のホームページ見ても、見た目は同じ。でも、

規模はこんなに違う中で、財政力の違いもある中で、そういった今ご提案のような部分も今後協力していくということも非常に考えられますので、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 再質問ございますか。

○10番（北村直樹君） 特にございません。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

山林火災対策についてでございます。

令和3年に入り新しい年を迎えて約3か月経過したわけでございますが、最近のニュースで山林火災について目にする機会が多く感じております。東京都青梅市では、2月24日に山林火災が発生し、8.5ヘクタールを焼き尽くしたとの報道がありました。さらに、栃木県の足利市においては、2月22日に山林火災が発生し、9日間経過した3月1日に鎮圧が発表され、延べ106ヘクタール以上を焼き尽くしたとの報道がありました。冬から春にかけては空気が乾燥し、また、強風の影響で被害が拡大したとの専門家の意見もあります。

当村においても、2月中旬から下旬にかけ昼夜間わず強風が吹き荒れ、砂嵐の映像はニュースとして流れておりました。森林面積が87%を占める当村にとって山林火災が発生した場合、非常に被害が拡大するのではないかと危惧をしております。

したがって、今回の東京都青梅市や栃木県足利市の山林火災を対岸の火事と捉えるのではなく、山林火災に対する事前の備えをする必要はあるのではないのでしょうか。

以上の観点より、次の質問をいたします。

山林火災が発生した場合の初動対応をお聞かせください。

2つ目、山林火災が発生した場合の防火貯水池はどこを想定しているのでしょうか。

3つ目、山林火災発生時の広域による連携についてどのような対応を想定しているのか。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕



○**村長（小林弘幸君）** ただいまの山林火災についてですが、事前の備えはどうなっているんだということについてお答えをいたします。

現在、山林火災に関する計画書というようなものは朝日村地域防災計画、このぐらい分厚い冊子にしてありますけれども、その中で山林火災がうたわれております。しかし、中を再確認しますと、今回こういった提案をいただきましたので読んでみました。そうしましたら、具体的な予防措置まで中には記載がないのが現状でございます。

そういう中で、この間もテレビで足利市の火災の例が連日報道されておりましたけれども、やっぱり山火事はヘリコプターの消火活動というのがもう必須でございまして、人海による消火は無理だなと、あの映像を見ても感じました。

私たちが備えとしてできることは、山火事防止のための広報活動をタイミングよく繰り返し繰り返ししていくということかと思えます。この間の火災予防週間の中でも、ちょっと聞き取りにくく短いセンテンスでしたけれども、山火事の防止も呼びかけていましたし、今後、山菜取り等で山に入る人が多くなりますので、そういった具体的なタイミングをよく見て山火事防止の広報活動、そういったものをしていきたいと思えます。

先ほど申したとおり、人海による消火というのは本当にもう無理なところがありますが、延焼を防止すると意味では、背負いの水鉄砲のようなのがあるわけですが、そういったものはまだ村にもございませんので、そういったものの整備等を今後検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。具体的なその他は、担当課長より説明いたします。

○**議長（塩原智恵美君）** 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○**会計管理者兼総務課長（塩原康視君）** 北村直樹議員ご質問の山林火災対策について、詳細についてお答えさせていただきます。

初めに、山林火災が発生した場合の初動体制についてでありますけれども、朝日村の山林火災発生状況は、平成8年から6件発生しております。そのうち焼失面積が大きかった山林火災は、平成13年、古見区で発生し、下草を100平米焼失しております。

常日頃、火災時におきましては、朝日村消防団と広域消防局山形署と連携して消火活動を実施しております。山林火災では、火災の規模によって対応が異なっております。住宅付近の小規模な山林火災は、朝日村消防団と広域消防局山形署と連携して、現地に入り消火活動を行います。また、ある程度広い範囲で長時間において消火活動が必要な場合は、分団ごと

配置活動内容を決め、延焼がないよう放水による冷却活動に併せ下草刈り、土堀りなどの延焼を食い止める活動を行います。

なお、松本広域消防署では、林野火災発生時にタンク車2台と指揮隊が初期の出動となり、範囲が広がった場合は、松本広域管内の他部署より順次増員していくものとなっております。

また、松本広域消防局では、背負いで水を20リットル運べるジェットシューター172台を配備しており、ホースが届かない場所においては、このジェットシューターを使って消火活動を行います。

次に、山林火災が発生した場合の防火貯水池はどこを想定しているかについて答えさせていただきます。

山林火災においては、延焼範囲が広範囲の場合で地上による消火活動が困難な場合、消防防災ヘリの要請を村と松本広域消防局の連携を図る中で、松本広域消防局より長野県消防防災航空センターに依頼し、ヘリコプターによる空中消火を行います。長野県消防防災ヘリコプターアルプスは、最大搭乗者数15名、1.2トンの消火用タンクを装備した消防防災ヘリコプターです。消防防災ヘリは、出動があってから25分から45分程度で朝日村に到着します。そのときの拠点となるのが、現在、役場庁舎敷地内に建設中のヘリポートであります。ヘリポートには40トンの防火水槽を併設しますので、消防防災ヘリは、このヘリポートで給水することとなります。

なお、村内のほかの給水箇所としては、中信平右岸土地改良区の5か所の貯水池及び芦之池が使用可能となっております。

次に、山林火災発生時の広域による連携についてどのような対応を想定しているかについてお答えさせていただきます。

山林火災において地上による消火活動が困難な場合、県消防防災ヘリの要請により空中消火を行います。また、山林火災がさらに大規模になった場合は、長野県が相互応援協定を締結している新潟県、富山県、岐阜県、群馬県、山梨県、静岡県の6県及び特別応援協定を結んでいる埼玉県から応援が受けられる体制となっております。現在は、長野県消防防災ヘリアルプスが新機種 of 来年度早々の運行開始に向け準備中であるため、現在は出動が特別応援協定による他県からの応援体制となっております。

さらに、山林火災が災害と認められる場合においては、長野県から自衛隊へ派遣の要請がされます。なお、自衛隊のヘリコプターは、大型のチヌーク機であります。自衛隊ヘリになりますと、着陸箇所は1ヘクタールの広さが必要となるため、朝日村ではグラウンドが想定

箇所となっております。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 各質問につきまして、村長はじめ担当課長より答弁をいただいたわけですが、総務課長に1つお尋ねしたい点がございます。

山林火災が発生した場合、貯水池となる具体的な貯水池はどこなのかというところを詳しくご説明いただきました。朝日村のヘリポートのところだったり、中信平の貯水池、それから芦之池を想定しているということで、新庁舎が建ったということもあると思うんですけども、大分山林火災に対しての消火の貯水池というのも変更してきたのではないのかなというふうに個人的に思っております。その背景には、私の地元原新田、原新田の堤があるわけですが、今から、平成12年だったでしょうか平成2年か、ちょっと私も詳しい年月は分からないんですが、一応使用目的が山林火災が起きた場合の防火水池という位置づけになっているかと思えます。しかしながら、その池は、毎年毎年整備はしてはおりますが、中に非常に水草等も生えておまして、いざ山林火災が起きた場合の防火水池として機能を果たすのかというところを少し危惧していたわけですが。

今回、しっかりとした防火貯水池のことが発表されまして、いま一度、時代も変わってきている背景もあると思いますが、各堤だったり、果たしてここが防火水槽として機能があるのかどうかを含めて検討いただきたいなというふうに思っております。特に原新田の堤ですね、水利権の方も多くいらっしやいまして、いろいろと協議が必要と思いますが、時代の流れに合わせて、そういったものをもし排除するのであれば、しっかりと協議をした中で、また検討して行ってほしいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 北村議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

原新田の池につきましては、現在貯水池、防火用の貯水池としては予定をしておりません。なお、現在、緊急等の場合、原新田の池が使用可能かどうかというのは、今村としては

掌握してございませんので、確認は今後していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） ありがとうございます。前向きな検討をいただきましたので、また機会がございましたら、いろんな水利権の方々とお話ししていきながら、またちょっと考えていただきたいなというふうに思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（塩原智恵美君） これで、北村直樹議員の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 上 條 俊 策 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、1番、上條俊策議員。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 1番、上條俊策です。

私は、1問質問させていただきます。

質問の前に、一言お礼申し上げます。学校坂の枝打ちでございますが、早速に行ってくださいまして、大変明るくもなり、通学の生徒や通行の車両等も安心して通行できるようになったと地元の皆さんも喜んでおります。早速やっていただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

旧役場庁舎解体についてということですが、村長の議案提案説明をお聞きし、総論では大まかに理解したわけではありますが、もう少し細かく具体的に質問させていただきます。

旧役場庁舎は、地区住民の意向により、解体して公園にしてほしいということになり、アスベスト調査もされていることと思いますが、来年の予算書を見ましたら反映されておりましたので、そのことに関して質問させていただきます。

1つとしまして、来年度解体等の予定があれば予算計上されるものかと考えますが、

計上しない理由はということで、この通告書は、村長の提案説明を聞く前に出してあったものですからこういう質問になっておりますが、村長の提案説明では、有利な財源確保の検討と言われておりました。そういった見込みがある財源、それが当てになるようなものはあるんでしょうか。以前は、解体の場合には、そういった有利な補助金だとか補助はいろいろあると思いますが、そういうものはないと思ったんですが、そういう当てがあるということでしょうか。

2つ目としては、アスベスト調査の進捗状況はということで、役場のあそこでアスベストのあれをやっていたのをちょっと見ましたけれども、どこまで行っているのか。終わっているとすれば、その結果はどうだったのかということをお聞きしたいと思います。

3つ目に、解体等の予定時期、工事期間はということですが、財源確保ということがあるものですから、今現在予定なり期間というのがまだ決まらないとは思いますが、財源が確保できるかできないかというその時期もあるかと思しますので、もしその予定、時期、そういったものがあるようであればお聞きしたいと思います。

4つ目、ここは公園化するということですが、内容的に、例えばそこをトイレとかあずまやだとか街灯だとか、いろいろなものが出てくるかと思いますが、これも今後のことになってくるかと思いますが、もし構想等がありましたらお聞かせください。

5つ目、公園の維持・管理体制はということで、こういうものが出来上がった際には、これは村で管理するとか、古見のコミュニティ広場方式、そういうものにされるのか、どんな形をお考えなのか。もしそういった意向がございましたら、教えていただきたいと思えます。

以上、質問いたします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいまの上條俊策議員のご質問にお答えいたします。答弁内容があちこちしゃべってのとおりダブるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

旧役場庁舎の方向づけは、地元の皆さんの本当にご意見を伺いする中で、解体をしていくしかしようがないなという方針を決定させていただき、追加調査としてアスベストの調査に入りました。結果、後ほども詳しくご説明申し上げますが、多くの増築箇所アスベストを含有しているということが分かってまいりまして、当初の解体工事費用が3,200万円ほどの見積りであったため、一般予算でもできるかなというような想定はしておったんですが、そ

れより多くかかることが予測されます。まだ、最終までは見積りがたっておりません。そういったことで、一般財源ではちょっと無理があるなということがありますのと同時に、いろいろ職員と話をする中で、解体そのものだとどこからも補助がないが、あそこの場を将来どういうふうに活用するかという、防災公園にしていくんだったら何か国から補助があるんじゃないかというようなアイデアが職員のほうから出まして、そういったことで現在調査しておりますが、何となくいい財源があるようです。後ほどご説明いたします。そんなことから、少し先延ばしを決定いたしました。

なお、解体費用の見積りがちゃんとできて、そういった有利な起債のものがあるというめどがつかましたら詳細計画に入りますけれども、年度の途中でも、そういったものはまた議会にお諮りをして、可能だったら補正予算で組めるかもしれませんし、今後もそういったことで検討してまいりたいと思います。

具体的なお質問については、担当課長より説明申し上げます。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、私のほうから上條議員のご質問の2番目から5番目の質問につきましてお答えをさせていただきます。

まず、最初に、アスベスト事業の進捗状況でございますけれども、この旧役場庁舎のアスベスト調査につきましては、既に調査を完了しております。直接アスベストが吹きつけられている箇所はございませんが、解体に当たりまして建材などにアスベストが含まれている可能性があるため、環境省の大気汚染防止法に基づき調査を行っております。

調査の結果、目視で建材などにアスベストが含まれている可能性の高い箇所が11か所、そのほか検体を採取して分析を行った箇所が52か所ございました。そのうち6か所の検体にアスベストが含まれていた状況でございます。具体的には、先ほど村長が申しましたとおり増築された部分にございまして、外壁のモルタル、また天井軒天材、そのほか床材、また巾木の接着剤の中からアスベストが検出されております。

この結果を下に現在解体費用を積算していただいておりますけれども、先ほど村長が申し上げましたとおり、アスベストを考慮しない場合の解体費用が約3,200万でございましたので、そこにこのアスベストを含んだ建材等の処理費用が上乗せされることとなります。

続きまして、解体等の予定時期、また工事期間のご質問でございますけれども、こちらも

村長の答弁にございましたとおり、現在有利な起債事業の検討を行っているところでございます。地元の皆さんから旧役場庁舎の跡地として要望の多い公園、また憩いの場の設置につきましては、通常国や県からの補助金制度はないため、防災関係の事業として70%の財源措置が受けられる緊急防災・減災事業、これ令和3年から5年間延長されたものでございますけれども、これによる防災広場の設置がどうかということで検討をしております。これは、旧役場庁舎跡地を緊急時の避難場所として防災機能を備えた公園として整備するものでございます。特に、新田地区の緊急指定避難場所は、現在、小野沢公民館の敷地になっております。非常に手狭であるため、旧役場庁舎の跡地をこの緊急指定避難場所として公園整備することによりまして、有事の際にも活用が図られると思っております。

また、この旧役場庁舎の取壊しにつきまして、先ほど申し上げましたとおり3,000万円以上の費用がかかるということで、この事業によって取壊しを行って、財政措置が同じ70%の補助が国から受けられないかどうかということで、県との協議を進めているところでございます。

今後、県との調整、また地元の皆さんのご意見をお伺いして検討を進めることとなりますので、現在、解体等の予定時期や工事期間につきましては未定になっておりますけれども、先ほど村長答弁にございましたとおり、解体費用、また事業のめどがつき次第、議会のほうにお諮りをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

なお、旧庁舎の取壊し自体には、約1か月半の期間が必要となる見込みでございます。

続きまして、公園化の内容でございますけれども、この内容につきましては、先ほどのとおり、防災機能を備えた広場として整備する場合におきましては、事業の性格上、夜間照明だとか備蓄倉庫、また、災害時にはかまどやトイレとして利用できるベンチの設置などが条件としてなることが考えられます。ただ、あずまや等の設置につきましては、逆に防災機能上必要かどうかという観点で事業の対象にならないケースも考えられますので、この辺につきましては、県との協議が必要になると思っております。

いずれにしましても、地元の皆さんからご意見をいただいて、使用します起債事業の条件とすり合わせをしていくことになると思っております。

なお、トイレにつきましては、現在、旧役場庁舎の敷地内にあります公衆トイレ、これは取り壊さずに残していく方針でございます。

最後に、公園の維持管理体制でございますけれども、この公園の維持管理につきましては、村内のほかの公園と同様に、地元地区と協定を締結して地元で管理していただくことになる

と思います。なお、設置しました設備の改修だとか更新につきましては、また、地元と協議した上で取決めになっていくものと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） ただいま具体的にご答弁いただき、ありがとうございました。よく理解できました。

解体には、アスベストが一番あったということもあり、また、有利な起債が使えるそうだと、そこを検討していただいたということは大変うれしいことだなと思います。アスベストがあったということは、言い方悪いんですけども、あれを残さなくてよかったかなという気もしているわけです。

それで、解体が実際できるようになれば1か月半ということで、割に短時間にやっていたけるかなということで、この有利な起債がどうなるかということが一番のいろいろ決まってくる基になるかと思いますが、ここを防災公園ということで起債が使えるということでもありますので、本当に新田の場合、避難場所というのがないものですから、ここを防災公園という形でも進めてもらえれば、ただの公園というよりも一步先、実際にはありがたいことだなと、そんなふうに感じます。

種々ございますけれども、いつやっぱり災害が起きるかも分かりませんので、そういう形でもう進めていただいておりますが、一日も早くそれが出来上ることを願ひまして、今後ともご尽力賜るよう、よろしくお願いいたします。

理解いたしましたので、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（塩原智恵美君） これで、上條俊策議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を10時30分いたします。

休憩 午前10時 分

再開 午前10時 分



○議長（塩原智恵美君） 一般質問を再開します。

---

◇ 高 橋 良 二 君

○議長（塩原智恵美君） 2番、高橋良二議員。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 2番、高橋良二です。

初めに、私は、針尾区長として行政区画審議会に出席しております。防災部会を最初にや  
つていこうと決めたのも分かっております。でも、あえて質問いたします。

地区役員についての進捗状況。

私は、令和1年9月の一般質問で、地区組織と防災部会、各役員について質問させていた  
だきましたが、その進捗状況をお聞きします。

1、現在の全世帯数と地区未加入世帯数は。令和1年9月、未加入世帯数209世帯と聞いて  
いる。

2、地区未加入世帯については、災害時の対応も考えて、まずは近隣の地区へ加入してい  
ただくよう村のほうで推進していくと、平成29年9月定例会で答弁していますが、その経過  
をお聞きします。

3、役員の統廃合、整理については、区長の皆さんと検討会議を設けて見直しを進めてい  
くと答弁をいただいておりますが、その結果はどうなっているのかお聞きします。

4、また、防災部会は、近隣市町村では重複型が多く、当村も重複型を基本として、地区  
未加入世帯、転居した世帯の避難と確認方法について再度検討していくと答弁がありまし  
たが、対応策は検討されているのでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、私からは全体の経過と概要的なことをお伝えをいたします。

質問に地区と防災役員についての進捗とありますけれども、①から④の個別質問は非常に混同しやすいものですから、ちょっと整理をしてみたいと思います。

地区役員は、大別して行政関係、それと公民館のような関係、それとまた一般企業的なJAのような関係等々、そのような各種外部団体、それもあるかと思えます、そういったものに分けられると私は思っております。地区によっては人口が極端に減ってきて、そして役員の成り手がいないということ、これは公民館活動だとか、消防団活動から脱退を検討するというような地区も現在ございます。

ほかに全村にわたった課題として前々から言われている、地区未加入問題があります。これは、役が回ってくるから地区に入らないだとか、そういったことがあるので抜けるだとか、そして、高齢化でやはりもう役ができないから抜けるだとかという問題があると思えます。これらの問題は、いろいろ聞くところによりますと、もう30年ぐらい前からそんなこと言っているわいというお話も聞いておまして、長く、問題だけれどもどうしたらいいか分からないという状況が続いて現在に至っているということでございます。

そういったことがあるものですから、今年度、地区の在り方を、先ほども議員おっしゃっていた行政区画審議会というものを徐々に開催させていただき、皆さんに検討をお願いしてきたということでもあります。

結論を言いますと、先ほどもおっしゃっていましたが、すぐに解決できるような妙案はございませんので、また、結果として妙案がない中で結論めいたものまでたどり着けていないということでありますので、そういった問題点の入り口、または切り口として、全戸がこれはもう命に関わる問題でありますので、防災部会というものをちゃんと組織をして、そこに加入していったらどうかという、それを切り口としていったらどうかということで、現在その案に落ち着いているというふうなことでございます。

これ、全体的な今流れなものですから、個別の件に関しましては、担当課長より詳細を報告させていただきます。

○議長（塩原智恵美君） 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 高橋議員ご質問の地区役員についての進捗状況について、詳細についてお答えさせていただきます。

初めに、現在の全世帯数と地区未加入世帯数についてお答えさせていただきます。

令和3年2月末現在の数字ですけれども、世帯数は1,530世帯、地区非加入世帯は220世帯

であります。この地区非加入世帯220世帯のうち、高齢者施設等の入所者が30世帯含まれてございますので、一般の非加入世帯は190世帯となっております。

なお、役場が掌握しておりますこの非加入世帯190世帯は、各地区で掌握している非加入世帯とは食い違いがある状況であります。その原因の一つ、一例でありますけれども、1つの家を新築されてそこに親世帯と息子世帯が入ったときに、居住空間がそれぞれ独立して生計を立てている場合は、別世帯の申請があれば、役場といたしましては別世帯の登録となります。ただし、各地区において地区の考え方や配付物、役員、地区費等の兼ね合いで、そこを1世帯とするか2世帯とするか、地区ごとによって運用が異なっております。したがって、村が把握しております世帯数と地区の世帯数が乖離している状況であります。

ご質問の2番目、災害時の対応も考えた地区加入推進の経過及び3番目の役員の統廃合、整理の経過、4番目の防災部会の地区未加入者世帯の避難と確認方法の検討の経過であります。関連がございますので一括でお答えさせていただきます。

平成29年9月定例会の総務課長答弁の概要は、以下のとおりとなっております。

自主防災会は地区と重複する形、いわゆる重複型を多くの地区長が希望している状況である。今後は、村としては、地区の役員についての検討会と非加入世帯の加入促進を図るためのアンケート調査を実施するといった内容となっております。

それを受けまして、村といたしまして実施をしてきました経過について説明させていただきます。

令和2年2月1日から1か月かけまして、地区非加入世帯を対象とした地区加入アンケート調査を実施いたしました。回収率は18%。主な結果といたしましては、8割の方が地区に加入したいとは感じていない。また、7割の方が地区への加入の必要性を感じていないといったものとなっております。

また、同時期の令和2年2月21日ではありますが、地区非加入世帯を対象とした意見交換会を開催いたしました。出席者はゼロという形で、取組の難しさが改めて浮き彫りになったものであります。

次に、令和2年6月から7月にかけて、各地区長さんに各地区の地区加入条件、地区費等の状況調査を実施いたしました。調査結果は、各地区の状況は、各地区の長年の成り立ちによってそれぞれ加入条件、地区費等が決められているため、統一できるものではありませんでした。

次に、令和2年7月1日に第1回行政区画審議会が開催され、地区及び自主防災会等地域

組織の今後の在り方検討といった形で検討が開始となっております。この審議会の委員は、議会、区長、公民館、消防団、民生・児童委員会等各種団体の代表者の方で構成され、23名の委員となっております。

審議内容は、地区非加入者世帯のアンケート結果、また、参加者ゼロであった意見交換会、地区加入条件等の状況の検証、また、公民館の役員についての社会教育委員会からの答申内容、役場から地区へ選出依頼しております地区長、保健補導員、赤十字協賛委員の3役、これ以外の役員としまして、各種団体、外部団体から役員の選出の依頼がされていますが、それについての協議等ということで実施いたしてきております。

この審議会で示された方向性としたしましては、地区の在り方として、各区、各地区の実情が様々であり、条件を統一した地区の統合等は早々には困難である。早急に取り組む課題としたしまして地域防災面の観点から、早急に自主防災会の課題に取り組むといった形で、先ほど村長が答弁させていただきました。この自主防災会の課題としたしましては、全住民がこの自主防災会に入るといった形のものに取り組むという形になってございます。

この示された内容につきましては、令和3年度、区長、地区長、防災会議等で検討し、この取組について具現化していく予定となっております。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 地区が崩壊しないうちに、昨年、今年とコロナ禍の中、忙しい中、地区長1人でも何とかやっこられたわけですが、役員として。地区の役員の減少を早く検討していただかないと、1人抜け2人抜けという地区が出てきます。大変難しい状況になっている、そこら辺のところは、どうお考えなんですか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 後ほど清沢議員も似たような、似たようなと言っちゃいけない、全く同じ話をされますけれども、あまり先に答えちゃこれもいけないと思うんですけれども、私こう考えています。さっきも触れましたけれども、役員といってもいろんな組織の役員が集まってくるので、はっきり申し上げて村でコントロールができる範囲がうんと狭いのが一つ

です。

それと、もう一つが、地域の住民が本当にみんなで話し合っているかというところだと思います。例えば、俺、もう動けないで抜けるわいと、例えばそういう事例があった場合に、じゃ本当に地域の仲間が、じゃ、俺こういうこと手伝ってやるので、抜けるのをもうちょっと待ってくれよとか、そういう本当に地域の住民同士が話し合っているかというところが、もう一つ隠れた話としてあると思うんですね。

ですから、行政としては、仕掛けはつくることは簡単なんですけど、本当に、じゃそれを地域で地域の人たちが納得してやっていけるかというところがうんと問題だと思います。

それと、あとは、地域のお祭り、このお祭りも地域によってうんとあるところとないところとあるものですから、そういったお祭りがあつた地域に、新しく来た人たちが本当にそういうお祭りに参加できるような地域住民が素地をつくるだとか、そういうもう本当に地域住民が一体となって、今のような非加入の人たち、未加入の人たち、抜けるということを言い出している方たちと向かい合っていくのが本当は大事だというふうに、改めて質問をいただいて考えてみました。

ですから、特効薬等々はありませんので、一緒になってまた地域づくりを考えていくということの答弁にさせてもらいたいと思います。まともらなくて、申し訳ありません。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） ただいまご答弁いただきましたが、いずれも難しい問題であり、簡単に結論、方向が決められることではないと思うわけですが、さりとて、毎日ぐらゐ各地で災害等が起きています。当村でも、いつ、どんな災害に見舞われぬとも限りません。一日も早く一つ一つ問題をクリアしていかないと、その時になって後悔することになりかねないと思います。

重複型でいくということであれば、2割近い未加入世帯が一番問題になっていると思います。未加入の方の理由が役員の問題であると聞いていますが、そのことも見直しを図っていただきたいと思います。根気よく地区加入の意義等を訴え、それが自分の安全・安心につながることを知ってもらう努力を、行政、村民一丸となって進めていくことが必要だと思います。何とかして役員体制、運営方法等を検討し、地区加入を推進していくよう前へ進めていただきたいと思います。

ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（塩原智恵美君） 高橋良二議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（塩原智恵美君） 3番、清沢正毅議員。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 3番、清沢正毅でございます。

私は、1問質問をさせていただきます。

協働のむらづくりについてでございます。

村では、昨年、第6次総合計画を策定し、人・自然・産業が輝き、夢・希望・笑顔があふれる朝日むらづくりに向けて活動がスタートをいたしております。そして、今回、第6次総合計画において、20年から30年後の未来へと持続可能で魅力的な村をつくることを基本戦略として効率的な行政サービスの充実を掲げ、行政の運営から経営へと協働のむらづくりの2本を基本方針とした朝日村行政改革大綱の素案が示されました。

そして、さらに、行革大綱の2つ目の方針の協働のむらづくりを進めるうえで、村民と行政が共有すべき基本的な考え方となる協働のむらづくり指針の素案も作成され、令和3年度4月から実行の運びとなりました。

その中で、協働のむらづくり指針に特化して私の考えを申し上げますと、自分たちの村は自分たちの手でよくしていくという考え方は、村民の皆さんも理解していることと思いますが、具体的に何をどう取り組んだらよいかに苦慮しているのが現状であると思います。

今回示されました指針の内容は、協働の考え方が明確に示され、具体例も掲げられており、村民の皆さんにも分かりやすい内容であると評価をしております。

とは言いましても、実際にこの指針に示すアクションプランの実現には、結構ハードルが高かったり、いろんなリスクをクリアしていかなければならないことも事実であります。住民協働は行政経営の原点であります。その実現に向けて、我々も一緒になって協働のむらづくりに取り組んでいかなければならないと自覚をしているところであります。

つきましては、この指針の内容について幾つか質問をさせていただきます。

1つ目、2月15日から3月8日まで、この指針のパブリックコメントを実施していましたが、村民の皆さんの関心度を伺いたく、パブリックコメントが何件ぐらい寄せられたのか、また、差し支えなければ、代表的なコメントを一、二点紹介をお願いします。

2つ目、住民協働の中で企業、団体との協働、ボランティア活動の重要性については理解しておりますが、一番の要は、区・地区との協働にあると思います。したがって、この指針を検討するに当たっては、区長会において十分に審議、調整は行われてきたのか、区長の皆さんの同意はどのように得られているのか。

3つ目、また、この指針にある区・地区との協働の原点は、地域コミュニティの活性化であり、地域の絆づくりが大原則にあると私は考えます。地区自主防災会も、より確実な連携の下に構成されなければ何の意味もないと思います。それには、やはり地域コミュニティの活性化と地域の絆づくりは、必須条件ではないでしょうか。

これらを実現していくには、行政も把握されているように、近年、地区未加入者世帯が増加傾向にある現状を黙視してわけにはいかないと私は考えます。住民協働の実現に向けての地区未加入者への対応についてどう取り組むのか、行政経営のお立場でのお考えをお伺いします。

この内容につきましては、高橋良二議員の質問にも重複する内容になるかと思えます。

4つ目、協働のアクションプランの中に集落支援員の配置研究とありますが、平成25年に総務省が発行した集落支援制度に基づくものであると解釈しますが、具体的にどのような活用を考えているのか。集落支援員の役割、権限、人数、適正資格要件等、そして、専任している地区があったり兼任している地区もあるようですが、専任なのか兼任なのか。また、協働のむらづくりのどの部分を担当して、あるべき姿、目標をどこに置いて活動していくのか。現状、行政が考えている集落支援員の活用概要をお伺いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、私は、今の議員の質問の3番目の内容になりますが、お答えをいたしたいと思えます。

地区未加入者への対応は村としてどのように取り組むのかということでございます。未加入者の問題は、コミュニティづくり、絆づくりからも重大な問題であるということをお述べら

れており、私も全くそのとおりというふうに捉えております。

現状をもう少し分析してみたいと思います。先ほども、地区未加入者の世帯が何世帯というデータも総務課長のほうからありましたけれども、私はこう捉えております。

1つ目は、朝日村に移住されて一緒にむらづくりをしていただいている方は、約人口の4分の1です。今もう人口の4分の1、これほぼ世帯も同じですが、ほぼ4分の1の方が新しく朝日村に移住をしてきた方であります。移住する前というのは、今4分の1というのは、朝日村が住宅団地を造成し出してからの長い時間になりますけれども、最近の例を見ますと、移住する前、アパート暮らしというのが普通だと思うんですね。朝日に住宅を構えるという前は借り家住まいであるというのが普通だと思うんですが、そういった暮らしの中では、一切地区の役員だとか、そういったものとは無縁の方たちが非常に多い。回り番、例えばああいう大きな集合住宅でも、回り番でいろんな常会の仕事が回ってくるということをよく聞きますけれども、そういった回り番でも地区役員をしたくない。または、地区行事や村の行事に参加することが嫌で、未加入だとか常会を抜けるということ、いわゆる私は都市化現象の一つであるかなというふうに捉えております。

2つ目として、高齢となって地域活動に参加できなくなったために抜ける方というのが、やはり増えてきていると思われまます。後期高齢者で独り暮らしまたは2人暮らしの世帯数というのは180世帯村にありまして、人口的には12%を占めているということになります。

それともう一つ、やはり地区によって加入金のばらつきがございますけれども、もしかしたら経済的な理由も少なからずあるのかなというふうに思っております、大別するとそのぐらいの3つの理由があって、地区に未加入であるということかと思えます。

先ほども話が出てきましたけれども、そういった未加入者の世帯の人たちに意見を聞きたいということで場を設けましたが、参加者はゼロ人でした。いわゆる、どこの自治体もこういったことは同じ悩みを抱えておりますし、また、朝日の場合には、特に同じような要因から消防団への入団者の数も減少しているという事実もあります。

そういったいろいろ背景やら要因がある中で、じゃ村としてどう取り組むのかということでございますけれども、今のような状況ですから、向陽台団地に越されてくる方には、地区に加入することを今までお願いをしてきました、強制ではありません。第3期の分譲から、今始まったわけですが、案内文書の中に地区と区に加入してくださいという形で今まで口頭でお願いしてきたものを文書で明記をして、そういったことを始めました。しかし、やり過ぎると、朝日は土地は安いもので朝日に来たいということがあるんだけれども、



地区に加入を強く言われて強く言われて、本当にもう嫌であるというようなことも、向陽台じゃありませんがほかの地区でもそのような事例があるようです。加入を強要されるということが、朝日は土地は安いけれども、行けば面倒くさいぞというようなことになれば、逆に朝日に転入する人たちの阻害要因にもなるんじゃないかということを私は心配をしております。

また、先ほど高橋議員の質問の中で私もちょっと触れさせてもらいましたが、地区加入というものは地域住民がやっぱり主体となって進めなくてはならない部分も私は多くあると思っております。地区加入費の問題もありますし、各地区の行事、そういったものも大きく関係してきますから、地区の人たちが、いや、何々さん、何とか入らないかいというようなことを加入を勧めたり、または快く受け入れられるような工夫も、地区の人たちが今後のコミュニティをもっとよくする、絆を深めるという上においては、そういったことも必要ではないかと。行政が入れ入れということは、私はもうちょっと非常に無理がある。同じ地域の住民の方たちが、何々さん、楽しいからこの行事に参加してみないかいとか、そういった働きかけが、もう最後に残る手段ではないかというふうにこの頃思っております。

そのようなことでありますので、それを支援するために、先ほどからも話が出ている集落支援員制度、先ほど冒頭のほうの話でもありましたけれども、そういった制度の活用だとか、そういったことを私たち行政としては、それは考えていかなくちゃいけないというふうに思っております。

それと、役を幾らかでも減らすというのは、これはもう並行して考えていくことですが、最後は地域の住民の皆さんが新しく来た人たち、住宅団地というのはぼつんぼつんとしてあるんですが、結構各地区に入ってくる方もこの頃増えていますので、そういった人たちをどうやって仲間に入れていってもらおうかということが、私は一番大事かというふうに思っています。

そういったことで、行政区画審議会というところで何か妙案があればよかったんですが、先ほどからも話が出ているとおり、結論めいたことがいまだ出ておりませんので、第一歩として、みんなでもって災害時には助け合おうということで防災会の充実を図っていくということは、行政として指導していくことかというふうに思っています。

先ほども触れましたけれども、今後は地区や常会の文化や絆、重複しますけれども、本当に地区ではいろんなことがあります。お寺、お宮、これは新しくもう抜けるとかというようなことも関係しますが、または、地区行事としては、庚申様だとか、蚕玉様だとか、もう本

当に江戸、明治から続いてきている文化等がありますので、そういったものを維持する中でどうやって仲間づくりをするか。また、そのほかJAとの問題をどうするか。または、村の行政、地区の関係ということで、行政としてもいろんな情報伝達をどうしていくかだとか、各審議会には村民の皆さんに入ってもらわなくちゃいけませんのでどうするかだとか、いろいろ行政は行政でどうするかということも今後考えて、もっともっと考えていく必要があるというふうに思っています。

いずれにしても、むらづくりの根幹をなす問題でございますので、また新年度新たにスタートする、今までも報告していますが、行政改革大綱だとか、男女共同参画だとか、協働のむらづくり指針だとか、そういったような各活動を通じて一つ一つアクションが起こせたらいいかなというふうに思っています。

そのほか、近々も問題となっている公民館の活動をどうするか、それと、消防団の活動をどうするかというのは、今もう話が進まっておりますので、そういったものも方向づけをしてまいりたいというふうに思います。

非常にばしっとした答えが出ない状況であります。行政としてどうしていくかというようなことについては、そのような基本的な考え方で今後も進めてまいりたいと思います。

あと、細かな部分については、担当の課長より申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） 上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、私のほうから、残りの3つのご質問につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、最初、1つ目のご質問で、パブリックコメントの村民の意見、関心度ということでございますけれども、2月15日から3月8日まで行いましたこの指針のパブリックコメントにつきましては、村民の皆さんからの意見はございませんでした。

ただ、このパブリックコメントに先立ちまして協働のむらづくり指針素々案の段階で、区長の皆さんをはじめまして団体長の皆さん、村民の代表者の皆さん29名にご意見を伺ってございますけれども、この中では、非常に村民の心が一つになれるかということで心配するご意見もございましたけれども、全般的には住民協働にご理解をいただく意見が多く寄せられております。具体的には、よく理解できた、協働について言うならば参加したいと思っはいるが、何ができるのかよく自分自身で理解できていないと思う、住民と行政が協力して村を住みやすくするために働くことは当然であり、必要不可欠なことだと思っております、人口減少、

高齢化により本当に財政が縮小してしまいます、住民一人一人が危機感を意識して協力していくことが大切だと思う、こういったご意見をいただいているところでございます。

続きまして、この指針を検討するに当たって区長会において十分に審議調整は行われてきたのかということでございます。区長の皆さんの同意は得られているのかということでございますけれども、まず、区・地区との協働についてでございますけれども、区・地区には現在多くの役や仕事がございます。村から依頼する仕事も増加している状況で、その一方で、先ほどから話が出ておりますけれども、区・地区では高齢化、また人口減少によりまして、この役員の負担や地区未加入世帯が増加している状況がございます。また、近年では、地域づくりの基本でございます住民同士の話合いの場というのも減少しておりまして、今後は区・地区の運営にも支障を来す可能性が高い状況でございます。

こういったことから、行政からの今後は支援や区・地区が抱える仕事のスリム化が必要な段階になってきているんじゃないかということで捉えているところでございます。

このため、今回策定します協働の指針の中では、この区・地区との協働につきましては、この区・地区の活動の継続と安定化を図るため、まず、行政からは人的、資金的な支援、それと依頼業務のスリム化を図ることとしております。この人的支援という部分につきましては、先ほど来からお話が出ております集落支援員、資金的な支援ということでございましたら、区・地区向けの補助金の創設等を今検討しているところでございます。

そうした区・地区の支援を進める中で、地域と行政の双方にメリットのある協働事業を新たに相互に努力、工夫を重ねてつくっていくことが必要ではないかということで、計画の中に盛り込んでいる状況でございます。

それで、清沢議員ご質問の、区長の皆さんと十分に審議を行い同意が得られているかというご質問でございますけれども、区長の皆さんからは、先ほどご案内させていただきましたとおり、素案の段階でご意見をお伺いしたほか、1月の地区長会では、集落支援員の活用につきましてご意見をいただいた状況ございまして、同意を得ることまでは行っておりません。

今回、村が策定しますこの協働のむらづくりの指針につきましては、目標を定めて、それを達成するために様々な取組を行う計画とは違い、協働のむらづくりを進める上で村の基本的な考え方、それと方針を取りまとめたものになっております。まずは、この協働のむらづくりに対する村の考え方や方針を示させていただきまして、この方針を下に、協働のむらづくりを一步前進させるために行動計画、アクションプランを着実に展開していくことになる

と思います。

協働のむらづくりにつきましては、まだ村民の皆様や区・地区の役員の皆様にも広く周知されておりませんので、まずは協働のむらづくりとはどういうものか、指針に基づく村の考え方や方針を示させていただきまして、そのご理解をいただいてから、区・地区との協働につきましても話合いや審議を進めていくことになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、協働のアクションプランの中にございます集落支援員の概要についてございます。

集落支援員につきましては、清沢議員がおっしゃられますよう、総務省の集落支援員制度に基づくものございます。地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関して知見を有した人材を村が委任して、職員と連携して集落の状況把握、課題解決を図るものございます。人数に制限はございません。集落支援員の設置に要する経費や集落点検に要する経費など国の支援の対象となるものにつきまして、集落支援員1人当たり、専任の場合は430万円、兼任の場合は40万円を上限に国の特別交付税が措置されるものございます。

現在、全国の集落支援員は352の自治体、全体の約20%ございますけれども、5,061人が活動を行っております。このうち専任の集落支援員が約3分の1、残りが兼任の集落支援員となっております。専任の集落支援員の約4割が60代、約5割が元会社員、元公務員、元教員となっております。約9割が地元の地方公共団体で活躍をされている状況ございます。

当村におきましては、現状ではこの集落支援員の活用をどういったものを想定しているかということございますけれども、区・地区が抱える課題の整理だとか、区・地区と行政の連絡調整、それと地域住民の話合いの場を設定する、また、地震総合防災訓練などの企画等の実施などを想定しておりますけれども、具体的にこういった活用をしてほしいということは、まだ決めていない状況ございます。

これにつきましても、行政、それと区や地区の役員の皆さんも、集落支援員がまだどういったものか承知をしていない状況ございます。地域では集落支援員としてどのような活動が期待されるのか、こういったこともまだ具体的には分からない状況ございます。

このため、来年度におきましては、地域の皆様と一緒に、この集落支援員を配置している自治体の状況、また、実際に集落支援員として活動されている方からお話をお伺いする中で、行政と区・地区が協働の下で話合いを進めて、この集落支援員の役割だとか権限、人数、それと適正資格の要件、そして専任なのか兼任なのか、実際に村と地区、行政のほうで話合い

を進めながら、配置に向けて研究、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 村長から、それから課長からお話を伺いました。

まず、ちょっと簡単に再質問の中でお答えいただきたいというのは、集落支援員の話を見せてもらいたいんですが、集落支援制度については、今、財政課長から細かく説明をいただきました。長野県では、今、77市町村中で26市町村が活用しているようです。これは平成30年度の実績のようですが、当地区では、身近では麻績村が1名、それから生坂ではもう4名既に活躍されていますということですが。

今回の協働のむらづくりの指針の中で初めて、これは私だけかもしれませんが、集落支援員という制度の名前を認識したというので、今までは地域おこし協力隊制度とほぼ同時に制度化されているということがあるんですが、従来は地域おこし協力隊の活用が実施されて朝日村に来ているんですけども、集落支援員制度の活用の検討、これがされてこなかった背景とか理由というのは、何かあったら教えてもらいたい。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） この集落支援員制度につきましては、地域おこし協力隊と多分同じ時期に制度が出来上ってきたんだと思います。ただ、この集落支援員制度につきましては、これまでもちょっとあまり検討がされてこなかったということで、やっぱりちょっと地区の状況とか課題というものがしっかり整理されていなかったこともあるかと思えますけれども、今回、協働のむらづくり指針をつくるに当たって、改めて地区と区の状況等を検討する中で、こういった制度が望ましいのではないかということで検討することになっておりますので、お願ひしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 背景は多分そうだろうと予測はしておりましたので理解できましたが、村長、それから課長からる詳細な説明いただきましたので、持ち時間がほとんどなくなってしまったので、ちょっと私の考え方を申し上げたいと思います。

協働のむらづくり、これについては、非常に今回、指針の内容、先ほど質問の中でも話させていただきましたが、詳細に決めていただいたり、方向も分かったり、具体例も出てきていますので、ぜひこれは実施していかなければいけない。とにかく住民協働は、地方自治といえますか行政の原点なんだ、これはみんな理解しておりますので、これについては実現をしていかなければいけないということですが、やっぱりそこにネックになってくるのが、私のほうでも何度も申し上げていますように、一番はやっぱり区と地区の協働を得られないと、この行政の運営、経営ですね、今回経営にしていくようなんですが、成り立っていかないというのが一番だと思います。ボランティアだとか個人の部分、それから企業、団体は、ある程度協力してくれています。そうはいつても、やっぱり地区の協力ということを得ていくには、今一番、地区未加入者もやっぱり一緒にしないとコミュニティの活性化だとか絆というのは築かれていかない。ですから、それが必要だと思っていますので、これを避けては通れないだろうというふうに思いますから、じゃ、どうしますかという、先ほど村長からご回答いただきましたが、非常に難しい課題ではありますけれども、やっぱり取り組まないでいかないわけにはいかないというふうにお話がありました。

実際には、行政区画審議会、今動いています。その行政区画審議会に提案を村長最初に諮問させていただいていたと思うんですが、途中から自主防災会のほうを主体にまず取り組もうというふうに変更されていますけれども、自主防災会構築も、実際には地域の絆やコミュニティが原点になってくると思うんですよね。そこにはやっぱり地区の未加入者の皆さんが当然入らないと、自主防災会が自主的に活動できないということがある。

地区未加入者の対応についてなんですが、アンケート結果を見ると、地区に加入しているメリットが感じられないというのが、結構件数が多くあるんですね。先ほどいろいろ村長からもいろんな話がありましたが、やっぱり日常生活の中で防犯とか防災など安心・安全と一緒に享受を受けているのは、やっぱりメリットだと思うんですね。住民のメリット。個人だけ、いわゆる個人だけではできる範囲というのは狭まってしまいうというふうに私は思います。万一のときは、地域ぐるみの連帯が必要だと思うんですよね。

例えば道路とか上下水道だとか生活インフラの共有に当たっても、当然一人で行動したってできない。みんな地域ぐるみで活動していかなければいけない。あるいは公害環境、いわ

ゆるごみ処理問題も含めて、そういった維持向上も個人ではできないんですね。やっぱり地区と一緒に活動、地域ぐるみで声を大きくして取り組んでいく、そういうことによって住民生活、生活環境の向上が図っている、そういうのがメリットだと。役員が大変だからとかいろいろというよりは、やっぱり自分たちが過ごしている生活環境を向上していくためには、地域ぐるみで行動していくのが一番いい。

それを利益として享受できるんですから、それがメリットだと思います。ということ切り口に、これは私のあくまでも意見ですが、集落支援員を今回導入していくわけですから、集落支援員の役割も、先ほど話がありましたように、やっぱり地域住民の話合いの促進、こういったものがメインになってきますから、そういう実態を見ながら、地域との話合いとか、未加入者との話合いだとか、そういうところにキーマンとして集落支援員を活用しながら、そういうメリットがありますよというところをクローズアップしてやって取り組んでいく、そういうことが必要じゃないかなと。

今、区画審議会でいろいろ議論されていますが、行革の中でもゼロベースで考えようという言葉がいっぱい出ています。だから、地域の在り方もいろんなゼロベースで課題を整理していきながら、今後の持っていく方をどうしたらいいか、これ自主防災会を基軸として地区の在り方というのを検討していてもいいんじゃないかな、そうしていくことによって協働のむらづくりの実現が図っていただけるんじゃないか、そんなふうに思います。

最後に、協働のむらづくり指針に盛り込んだアクションプランの実現に向けて、やっぱり集落支援員の機能を大いに活用していただきたい。地区長会とか行政区画審議会との有機的な連携を図って、最終的に第6次の計画ですとか行革大綱、こういったものの目標達成につなげていくということを期待をさせていただいて、私の意見と質問は終了させていただきます。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 高橋 廣 美 君

○議長（塩原智恵美君） 5番、高橋廣美議員。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 5番、高橋廣美です。

私は、今回1問の質問をさせていただきます。

人口増、村の活性化対策のために新たな雇用環境の構築の必要性についてであります。

人口減少や高齢化で、農業をはじめ各種事業所での担い手不足をどう解決するかが喫緊の課題であると思います。当村においては、現在、農家の支援体制としてアグリチャレンジセンターにおいて援農、新規就農支援等を実施しておりますが、これは農家支援が主となっており、支援者側の生活の保障は二の次になっております。人手不足の解消と通年雇用による若者の地元定着を促すことが、人口増対策につながると思います。

そこで、提案ですが、昨年6月施行された特定地域づくり事業協同組合という制度を考えたいかがでしょうか。この制度は、1次産業、2次産業、3次産業の事業者が組合をつくって移住者などを雇用し、それぞれの繁忙期に各事業者へ職員を派遣するという仕組みです。県内では、生坂村で組合設立の動きがあり、その代表理事は副村長さんが務めると報道がありました。

村外から朝日村への移住希望者があっても、やはり雇用問題がネックになると思います。村が音頭を取り、雇用の一元化を図り、通年雇用を視野に入れた対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 高橋廣美議員のご質問に対して答弁を申し上げます。

移住者の雇用環境の構築、こういったことについてのお尋ねでございますけれども、ちょっとその前に整理をしたいと思うんですが、朝日村への移住希望者は、大きく分けて3つのタイプがあると認識しています。1つは、田舎の原風景の中で農業をなりわいをしたい。2つ目としては、安い土地にマイホームを建てて、松本や塩尻に通勤する。3つ目は、定年を迎えて田舎暮らしをしたい。このような方たちだと思いますけれども、この中で行政としてフォローしていかなければならないのは、やはり農業者の支援であるというふうに思っております。

生坂の例は、そういったことで、これは農家に対して仕事に入る人たちの例が生坂の例ですけれども、農閑期でやはり仕事がない時期に、その方たちの収入をどのように支援をする



かというそういう事業だというふうに、簡単に言えば、そのようなことで私は認識をしております。

現在、朝日村の農業者、農業者といっているのか、農業に対する働き手の方たちの農閑期の雇用の場としては、プライムスキー場が朝日村にありますので、そちらにも大勢の方が行っておりますし、そのほか村内で雇用のある場合ですが、そのほかはつかめておりませんが、いずれにしても、村内外で雇用情報の提供を行う必要があるというふうに思っております。

新規就農者として地域おこし協力隊の募集をかけておりますけれども、冬場の仕事確保がやはり課題でありますので、現在はホスピタル朝日という団体がありますが、そういうところとも協議をしているところであります。

いずれにしても、朝日はやはり高齢化、担い手不足というところから、外部の人の力を借りていくというのがこれからもっともっと、他村の例のような外国人がいかどうか分かりませんが、そういった例が増えてくると思いますが、そういった人たちが安定的に年間通して働けるようにする場というのが生坂の例だと思っておりますが、現在は私どもはまだそこまで計画が煮詰まっておりますが、そういったような制度等情報を、もうちょっと詳しく担当課長より説明させていただきます。ご期待に応えられる回答にもしかしらならないかもしれませんが、ちょっと担当課長から答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、高橋議員のご質問にお答えいたします。

特定地域づくり事業協同組合の制度について、私のほうからご説明申し上げますが、令和2年6月4日に地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が施行され、特定地域づくり事業協同組合制度が始まりました。この制度を簡単に申し上げますと、人口が急減する地域の課題として、事業者単位で見ますと年間を通じた仕事が少なく、安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できないことから、人口流出やU I Jターンの障害となっていることなどが課題としてございます。

そこで、この新たな制度では、地域の仕事を組合せて年間を通じた仕事量を創出し、事業協同組合で職員を雇用し事業者に派遣することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保し、地域の担い手の確保と移住・定住を促進するという制度でございます。

また、この制度には、国の財政支援としまして特定地域づくり事業推進交付金がございま

して、派遣職員人件費と事務局運営費が対象経費となり、その上限額は、派遣職員が1人年間400万円、事務局運営費は年間600万円、交付額は対象経費の2分の1の範囲内で市町村が支援した額の2分の1となります。なお、市町村負担分については、特別交付税の2分の1の措置がされるという制度でございます。

ただし、この制度の対象となる地域でございますが、地域人口の急減に直面している地域ということでございまして、具体的には、過疎法に基づく過疎地域や過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域で、都道府県知事が適切と認める地域となっております。

そこで、県に問合せをしたところ、現在、県で基準を策定中とのことでございますが、朝日村は過疎地域における人口減少に比べると人口減少が急減ではなく緩やかな減少であるため、この制度での該当は難しいという見解がございました。正式に今後県の基準が決まりましたら改めて確認をしたいと思いますが、現時点ではこの制度を使うのは難しいという状況でございます。

しかし、議員ご質問のとおり、農業には農繁期や閑散期があるため、人手不足や仕事がないなど1年中人を雇うことは難しく、当村においても大きな課題であると捉えてございます。関係機関でございますが、県であったりハローワーク、商工会、民間事業者、また農林業者等と連携を図りながら継続的な雇用対策について検討するとともに、村長が申し上げましたとおり、雇用情報をしっかりと提供をいたしながら検討してまいる所存でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） はい、ありがとうございました。

ひょっとしたら、当村は生坂のような状況にはならないのではないかというような気もしておりました。でも、その仕組み自体は非常に参考になるというふうに思っております。

最近コロナ禍の下でもあり、全国的に就農相談が増加しているということも聞きます。まず、農業を中心にこういう生活スタイルがあるということを示していけば、より明確に移住したいという希望が出てくるのではないかとというような気がします。地方移住のメリット、これは、多少収入が減っても、不動産が安くて、可処分所得や家族と過ごせる時間がむしろ増えると考え、そういう若者も増えてきております。まさにゆとりのある生活を求めると、

こういう時代であるからこそ、そういった人をそんなに大上段に構えて今までの生活と同じレベルで行こうという人は少なくなってきているわけであります。

ですから、まず、そこそこのといいますか、通年食べていける生活ができるというところを支援してやるということができれば、移住に拍車がかかるというふうに思います。そうして、小さい農業を始める、そういったところからスタートしてもらおうということを考えれば、今村では一定区画を貸し出すような農地もありますよね。これをもっと拡充して、その小さい農業のスタートになるような基盤づくりというようなものを考えていったらどうかと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、高橋議員の2問目のご質問にお答えいたします。

高橋議員がご提案いただいているとおり、農業につきましても小さな農地をお貸しするという方法もございますので、その点につきましては、移住につなげられるいい施策だと思っておりますので、今後そういった、本当にこういった制度は使えないかもしれないですけども、同じようなことは十分考えられますので、そういったことを生かしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 今、農業団体と村、商工会ですかね、このような4団体という協議団体ありますよね。ここでもっと事務方レベル、実務的な話合いの中で、このような雇用も含めた形の話合いももっていつてもらえたらなと思うんですが、可能かどうか、ちょっと課長さん、お聞きしたいんですけど。

○議長（塩原智恵美君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） まだ試案、試案を言いたいと思いますけれども、村として新しく就農される方に農地を貸したらどうかと、さっきの関連ですけれども、これからいよいよご存じの6耕区の圃場整備がだんだん完成してきます。そこで一番私今から不安視しているのは、本当に作ってくれる人がいるのかなというところが一番心配されるところです。ですから、

今議員ご提案のそういうようなところを村として何か管理しながら貸し出すだとか、また、そういったところに人を呼び込むだとか、そういったところは今度予算にも今盛らせてもらっておりますけれども、新規就農者の育成というようなところを今念頭に置いておりますので、徐々にそういった部分とかみ合わせていけば、議員ご提案のようなふうになってくるのかというふうに1つは思います。

それと、4団体との協議ですかね。あれも去年はできなかったんですよね。おっしゃるとおり、事務方同士でどういったことが、例えば農業に対して策、こういう策はどうだというようなのは、担当者同士で話し合えば、もっともっといいアイデアが出てくると思われますので、今後は積極的に今のようなご提案を生かしていきたいと思います。

ちょっと今即答でそのぐらいのことしか言えませんが、ありがとうございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 前向きな答弁、ありがとうございます。

最近、非常にライフスタイルの多様化というようなことが言われております。先ほど言いました小さな農業、これから始まって、地域の人たちから農業の初心者であるとか指導を被りながら地域と密着して生活していくと、そこにこれから、先ほども問題にもなっておりました地域コミュニティの活性化というのも図れるんじゃないかというふうに期待をするわけでありまして。

以上をもちまして、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（塩原智恵美君） これで、高橋廣美議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時10分といたします。

休憩 午前 11時 分

再開 午後 1時 分

○議長（塩原智恵美君） 一般質問を再開します。

---

◇ 林 邦 宏 君

○議長（塩原智恵美君） 6番、林 邦宏議員。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は、1問について質問いたします。

今議会では、議員の職責を全うするための質問となります。なお、通告書の内容を理解するため調整をいたしました。ご了承ください。

檜山スノーテックとの対応について。

1月13日の村議会全員協議会の協議事項は、檜山スノーテックとの協議内容の経過報告でした。檜山スノーテックは、昨年3月までスキー場をはじめとした村の観光施設の指定管理者でした。指定管理契約10年間で8年間で契約破棄しました。

報告では、村は檜山と令和2年2月5日に第1回の協議を開催し、10月29日までに延べ12回の協議を重ねてきました。初回の協議は、3月31日で撤退すること、スキースクールユニフォームほか総額1,200万円の支払い要求のほか、降雪機、圧雪車の払下げ要望が提示されました。最終的には、スノーマシンビニールカバー20基分60万円、スキースクールユニフォーム40着分197万1,200円の総額257万1,200円で収束させたいとの報告でした。9か月に及ぶ協議内容の途中経過などは一切議会には報告されず、これらの一連の対応は議会軽視した行動で、百戦錬磨の檜山と対決するには行政と議会が一丸となって対応するのが妥当ではなかったか、非常に残念です。

結局、こうした事態を対処するため、現在開催中の3月定例議会の補正予算で消耗品費として計上しました。今議会の説明資料では、スノーマシンのビニールカバーのように現物が存在していても、製作時の資材調達費や製作費を証明する資料がありません。このため、価格評価は行政が裏づけ資料を松本市内の業者から取り寄せて説明したというのですが、これが実態です。

また、スキースクールのユニフォーム40着は、松本市内のスポーツ用品店から令和元年12月に購入しているように見えますが、納品書、請求書、領収書等は提出されておられません。代金を支払いしたという預金通帳のコピーは、名義人が黒塗りされており、日付と振込金額

のみで、これがユニフォーム代金だと特定できない資料です。

村では、支払額のコピーを根拠にインターネットからダウンロードしたユニフォームのコピーを説明資料としていただきました。村では、購入しようとする価格は、令和元年12月から令和2年3月まで3か月分の使用済みのもので、一般的には中古品です。これを村では新品と評価し、購入価格と同額で購入しようとしています。

私は、スキー場関係者から聞き取りをしたところ、昨年3月末、檜山は撤退の際、スキースクールインストラクター控室にスキーウェアが置かれていたので、檜山のNマネジャーに尋ねると、置いておくよとの返事でした。その人は、雇用主の返事から貸与すると受け止めたと言っていました。他の関係者の皆様も、同じ受け止め方をしておりました。

檜山が撤退を決めた昨年2月3日移行に檜山の総支配人は、村に断りなく独断で、26の小学校に朝日プライムスキー場閉鎖を伝達し、他のスキー場でスクール開校を紹介しました。結果、今年は予約校が13校と激減し、大変な不利益を被りました。この行為は協定からの逸脱行為で、村長から、どのように対処したか明確な説明は得ておりません。

あまりにもグレーがかった箇所が多岐にわたっておりますので、苦慮いたしております。こうした状況では、社会通念から逸脱している内容が存在しており、村民への説明責任を果たすことができません。

的を絞り質問いたします。

1といたしまして、スノーマシンのビニールカバー製作20組、当村からの製作依頼書、見積書、注文書等がありますか。

2としまして、スキースクールユニフォーム40着は、檜山スノーテックの所持品です。行政が購入しなければならない必要性は。

3としまして、降雪機、圧雪車の払下げ拒否が第10回協議会の7月14日になったのは。

よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、林議員のご質問にお答えいたします。

檜山スノーテックとの対応についてでございますが、まず、1つ目のスノーマシン、降雪機のビニールカバーシートの製作につきまして、村からの依頼書、見積書、注文書等はございません。

続いて、2つ目のスキースクールユニフォームにつきましては、昨年10月よりスキー場を再開することになりました。スキースクールは、小学校のスキー教室や休日におけるスキーレッスンなど、その役割は非常に大きいと考えてございます。現在、そのユニフォームは、スキークラブにより管理されており、今後のスキー場運営の必要性から村で購入するものでございます。

続いて、3つ目の降雪機、圧雪車の払下げにつきましては、スキー場存続について複数の業者等と協議を重ね、今後の動向が不透明、不明確であったため、7月となったものでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） まず、第1番目の件なんですけれども、これは非常に私も疑問に思います。要するに、当村からそういう要請があったから作ったと、そういう表現を1月13日に聞いておりますけれども、そういう証拠とか、そういう資料も何もなくて、そういうことを先方から申し渡されても、それを100%信じろといっても、これは非常に不自然な話です。まず、それが1つです。その辺いかがですか。

○議長（塩原智恵美君） 答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、カバーにつきましてはのご質問でございますが、カバーにつきましては、私のほうから全協の中で、その当時の議員さん含めて視察に行く中で、スキー場の降雪機のカバーを見たということがあったようでございます。そんな中で、実際、村のほうも管理する中で、そういったものがなければ機器が古くなってしまいますし、雨、風、雪に当たってさびてしまいますので、そんなところでそういった要望もあったというふうに聞いてございます。

ただ、議員おっしゃるとおり、確かに口頭のみそういったお話でございますので、大変恐縮だとは思いますが、ただし、今後そのカバーにつきましては、まだ十分もちますし、今後スキー場を運営できるということが今決まっておりますので、そんな中で今ある降雪機を大事に使っていくためにカバーを使いたいという思いでございますので、よろしく願い

いたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問ございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今の件に絡みまして、私も古い記憶をたどってみますと、確かに平成26年6月29日に佐久市の檜山工業に視察に行っております。その際、佐久スキーガーデン「パラダ」の檜山さんが直営しているスキー場も見ております。そのときに、スノーマシンはカバーがついていて、私どもに説明したことはないから、だったらそういうのが必要じゃなかろうかという話は出たかもしれませんが、ただし、これ、1台総額で約1億5,000万ぐらいの買物をしているわけです。世間一般で言いますと、そんなのはやはり檜山さんとの契約では、スノーマシンに関しては10年間全て檜山が面倒見なさいよと、そういう契約になっていますから、当然自己防衛のためにはカバーをつけるのは私は当たり前だと思っています。ですから、これをご自分らで作った、それも製作費用も、それから資材も分からない、そういうものに対しては、これはやはり無礼じゃないかと、そのように考えます。よろしいでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） 引き続いてのカバーについてでございますが、議員おっしゃることも分かるんですが、先ほど申しましたが、これからまた維持していくということで決まりましたので、そのカバーはまだまだ全然使えますので、十分有効活用しながら使っていくという意味も込めまして機器を守っていくということで、購入させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 1問目の質問をやっていると、他の質問に時間が投入できませんから、次に進みます。



スキースクールのスキーウェアの件なんですけれども、経営者が置いていくよと言ったものに対して、そこにいた関係者の皆さんは、置いていくよと言えば、経営者が置いていくよと言えば、それは貸与するんだ、これは一般的に言うとか社会通念じゃないでしょうか。その辺、行政はそのときそういうところに立ち会っているのか、立ち会っていないのか、そういうことを理解しているのか、してないのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、林議員のご質問にお答えいたします。

スキークラブのユニフォームの関係でございますけれども、そういったお話がスキークラブのほうからあったということでありましてけれども、基本的に檜山さんとの協議の中では、置いてきたということは、檜山さん内部の中でもちょっと矛盾をしていたようでございますので、そんなところで今回こういった協議の中に議題として上がってきたというふうに捉えてございますので、そういったところは檜山さんの内部の中できっちりしていなかったのかなというふうに捉えてございます。

そういった中については、村としましても正直なところ、そういうところは理解、認識不足だったということでございますので、置いてきたとか、そういったところについてはちょっと認識不足でございました。よろしくお願ひいたします。

○議長（塩原智恵美君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 林さん、誰からどういう情報を得て調べてきたか分かりませんが、村当局と檜山工業さんとの正式な話の中に一切そういった話はありませんので、よろしくお願ひします。

○議長（塩原智恵美君） 再質問ございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、村長答弁では、やはりこれに関わった人たちは、異口同音にそのように申しています。やはりその辺が意思の疎通がなかったとか、そういうことで、やはりそういうことに関しては、しよせんこの所持者は指定管理者の檜山のほうだと、そのように理解せざるを得ないし、そのように村も理解しているというふうに私は捉えております。

それから、あと、やはり1,197万1,200円と、そういう高額な金額を支払っているのに、そこに持ってきた資料は、本当にそうであれば、普通今もろもろの企業関係では、ちゃんとその辺をしっかりと管理をされていまして、当然そういう高額な金額は、ATMでは支払いできません、銀行なり、それぞれの窓口で支払わなければいけない。そうすると、当然そこにはご利用明細書というのが添付されます。だから、添付されれば、要はこれは令和2年1月31日に支払っているわけですね。この協議は、それから1週間以内に開始されていて、なぜああいう黒塗りにして、名義人も分からないような貯金通帳を、私たちにこれが支払いの証拠品だと提示するのか、その辺が一向に理解できません。なぜ、そういう期間で、しかも納品書、それから領収書、それから請求書等、当然、令和元年12月に購入していますから、もうそのところで僅かもう2か月足らずのそういう中のところで、どうしてこういう事態が起きているのか。

また、それを行政としては、なぜご自分らで議会に説明するための要するに説明資料として、あれを見ますとヨドバシカメラさんのホームページのほうから引き出したような資料で説明していると。だから、納品書なり請求書があれば、すぐそれで一目瞭然ですし、ご利用明細書さえあれば、そんな真っ黒く塗ったようなそういう預金通帳を私どもに提示しなくても済んだんじゃないかなと思います。

だから、全てがそういう私が見て、皆さんはどのように思っているか分かりませんが、それを妥当だと思っているのか、非常に私はその辺が理解ができません。その辺どのように考えているか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

林議員、質問の論点ですね。何を質問したいのか、ちょっとまとめていただけますか。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 要するに、正式などこへ出してもやはりちゃんと証明できる、なぜそういう資料が提示できないのか、それを特にお聞きしたいと思います。短期間で購入したものの、それが先ほどのものだと、もう10年前とかそういうふうになっていますけれども、もう1か月、2か月足らずのそういう中、もしくは1週間以内のそういう資料が、なぜ提供できないのか、その辺が非常に私は疑問です。その辺の説明をお願いします。

○議長（塩原智恵美君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、林議員のご質問にお答えいたします。

ユニフォーム、全員協議会の中で示した資料の関係でございますけれども、まず、1点、このユニフォームの購入に際しては、私自身がしっかりと通帳の写しを確認をし、そして購入店に聞き取りをし、購入したこと、また支払ったことを確認をしてございます。そのときの通帳というのは、そこから振り込んだということ、事実が分かりますし、購入店は確実に入っているということを確認してございます。

なぜ黒塗りにしてという部分でございますが、やはり榎山さんの通帳自体のものでございますので、全てをお見せするなんてことはできませんので、その部分をお示しをしたというところでございますし、もし全てを見せろということであれば、私ども別に隠すわけじゃないものですから、議員さんに個人的にお見せすることは全然可能ですので、またご覧いただいて、しっかり確認いただければと思っております。

また、ユニフォームについては、品数もしっかり確認してございますし、全てを私たちは理解の上で購入させていただくということで考えてございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） スキーウェアのことにしても先ほども冒頭で申し上げましたけれども、やはり12月、1月、2月、3月の中旬と3か月ぐらい使っていて、それを行政では新品同様という形で評価し、それからそれを購入金額と同額で買い取ろうという、そういう考え方なんですけれども、その辺がやはりどうしても納得しません。やはり社会通念からいきますと、これはやはり中古品だよと。中古品をそういう価格で買い上げるということが、いかに対応できるのか。私は、これはもう村民の皆様には説明できません。どうやったら説明できるか、教えていただけますか。よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） 答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） 引き続きまして、林議員のご質問にお答えします。

スキーウェアの関係でございますが、新品同様と私ども確認させていただき、確かに1年間着ているという事実はございますけれども、確認させていただくと新品同様でございますし、この品物につきまして実際問題7万円ぐらいの物を4万円程度で購入しているという事

実がございました。そんな中で非常にいい物でございます。材質的なものも含めまして非常にいいということで判断させていただきましたので、この金額で、今後また数十年また使う可能性もございますので、しっかりした形で購入させていただくということでございますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 物がよいからとか、もうそういう表現は、私、社会通念で言ったらば理解していただけないんじゃないか。私、先ほど言いましたけれども、どうやったら村民の皆さんに、3か月使ったものを購入価格と同じで買うと、それをどのように説明すればよろしいんですか。その辺をぜひお聞かせください。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小池副村長。

〔副村長 小池貴浩君登壇〕

○副村長（小池貴浩君） 林議員ご指摘の消耗品については、確におっしゃるとおり、理解するところも多くございます。消耗品でありますので、一回でも使用すれば中古品という扱いというご指摘は確かにそのとおりでと思うんですが、私どもインターネットからの資料を提示したのも、通常買えばどのぐらいになるのかなということで参考資料としてお示しをいたしました。あれが、先ほど課長からも申し上げましたが、通常なら7万円ぐらいのものであるものを4万円ぐらいでということですので、中古品ではありますが、それだけ新品で買えば、村が新たに買えば7万円ぐらいかかるということで、これは妥当な金額なのかなというふうに私のほうは判断して、購入させていただきたいということでございます。

それで、ちょっと誤解のないように、議員の皆様にも、それから村民の皆様にもお伝えしておきたいのは、私ども榎山との今回の指定管理期間の途中の撤退でありましたけれども、決して榎山が一方的に協定を破棄したとか、村側から一方的に破棄したとかというふうには捉えておりません。これは、いろんなご意見がこの辺はあるとは思いますが、少なくとも両者は、こういった共通認識の下で今回協議を行ってまいりました。それぞれ双方には言い分もあります。今までいろんな経緯がありますのでありますけれども、今回の協議においては、そういった一方的な主張ではなくて、お互いにいい方向でということで協議をしてまい

りました。

ちょっと時間がかかってしまったのは、一旦スキー場はもう休止するというで最初話を進めていたんですが、途中でやっていただける事業者、候補者が現れてきたということで、一転してしばらく存続しようというような形になりました。ですから、非常に大きな状況の変化があったということで、ちょっと時間がかかってしまったことをおわび申し上げたいと思います。

その間、きちんと弁護士も入れて、第三者の視点も入れて、専門的な助言をいただきながらやっと協議が整ったところで、ちょっと遅くなりましたけれども、議会の皆さんにご報告申し上げたというものであります。

今回、スキーウェアと降雪機カバーは、今後のスキー場経営にどうしても不可欠なものだと私ども判断しておりまして、また、現時点で既に物もありますし、しっかり使えるものですので、これを有効活用するといった視点に立って慎重に協議した結果でありますので、どうぞ皆さんにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、副村長からご答弁いただきましたけれども、そのスキーウェアなんですけれども、これはメーカーさんはデサントで、それから、私はヨドバシカメラさんの中から引き出しましたら、これはあくまでも定価、要するに定価の価格が7万円で、実際の購入価格はそれから約3万円ダウンした4万、こういうレベルです。だから、これは、やはり価値があるとかそうではなくて、やはり購入価格はやはり5万円弱というそういう考え方でいくと、何らこれがそれなりきの価値があるとかそういうことでなく、もう単なる消耗品の価格であれば、やはりこの値段で買うことは、あまりにもやはり評価が高過ぎる、あまりにもですね。それは、実際皆さんそうやって物を買うのかと、そういうところを私もやはり不思議に思っております。

先日2月26日に村政の理事者会というのが、村長、それから副村長、教育長、総務課長が理事者のメンバーになっておりますけれども、その理事者の人たち、どのように考えているのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。ですから、今、副村長から答弁いただきましたから、あとは教育長、それから総務課長、よろしく願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 林議員のご質問にお答えしたいと思います。

私としましては、ただいまの答弁をさせていただきましたとおり、一方的に規約破棄という状況ではないというふうに承知をしておりますし、また、協議をして妥当な値段を支払ったというふうに考えております。

また、スノーテックの持ち物であるスキーウェアでありますけれども、このスキーウェアにしましても新品同様という判断をさせていただいての購入ということで判断をさせていただいたと承知しております。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 私のほうから、今回のスキーウェア、カバー等について見解を申し上げたいと思いますけれども、カバー及びスキーウェアについては、議員がご指摘のとおり中古品ということでもありますけれども、先ほど来お話に上がっております7万円というのは希望小売価格でありますので、中古品についての売り買いにつきましては、業者間の協議により価格は設定されるものと私は感じております。

したがいまして、今回は檜山さんと村と両者の中でその価格を設定して購入したということで、購入価格については問題がないかと感じております。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 再質問ございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） スキーウェアを村がスキースクールのインストラクターに供給することとは、どのように考えているのか、私も納得がいきませんが、今現在スキースクールのインストラクターは83名おります。その中に朝日村出身者は14名です。そうすると、14名ということとは、5万円と仮定しても70万円。そうすると、197万の投資に対して、その70万円しか村民にはやはり恩恵がないと、そのように考えざるを得ないんじゃないかなと思います。そうすると、そういう内容のものを行政が買い取って、そしてそれを提供するとい

うのは、やはり皆さんそれで納得するかどうか、私はその辺が非常に気になるものですから、お聞きしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） 林議員のご質問にお答えいたします。

スキースクールの関係でスキークラブの皆様、スキースクールの人数の関係は、議員おっしゃるとおりでございますが、スキースクールがやはりこのスキー場の運営の母体となっていていただければ、多くの方が来ていただいて、また、交流人口とか移住人口につながりますので、インストラクターの村民のところに行くお金はないかもしれないですが、それ以外に多くの利用客が訪れてくれることも一つの村の活性化につながりますので、そういったことで大きく飛躍できればいいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 時間が僅かです。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） いずれにしても、やはり貴重な財源をそういうところに投資するというのは、やはりいかなものかなと。そういう面では、やはり村政の運営に関しては、やはりその辺をもう少し精査しながらやらなくちゃいけないんじゃないかというふうに私は思っております。やはり、これは檜山さんの持ち物だから、あえてそこは行政がそれを購入するのではなくて、檜山さんが、要するに今現在やっておりますタジマさんにいかなものかねと、仲介程度であって、これはやはり少なくとも社会通念から逸脱したものを購入することにおいては、やはり問題があると思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（塩原智恵美君） これで、林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 中 村 文 映 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、7番、中村文映議員。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 7番、中村文映です。

2項目について質問させていただきます。

まず、1項目め、砂塵・風食被害の実態と対策についてお伺いいたします。

毎年春先になると、松本平南西部に発生する砂嵐が全国ニュースでも取り上げられ、あたかも松本平の風物詩的な報道がされています。しかし、生活、農業に甚大な被害を及ぼしている問題を、自然現象、風物詩として捉えるだけでよいものでしょうか。確かに、砂嵐も地球の温暖化による気象状況の変化がその要因の一つでしょう。しかし、それ以上に大きく変わったのが、この松本平の土地改良による開発と土地利用の方法ではないでしょうか。広くなった区画に対応した農業機械や器具の進歩と大型化、量産や冬作物の麦、菜種、根菜類中心の生産から大量生産の葉野菜への転換など、人間の営みが大きな要因となっているのではないのでしょうか。

この風食被害は、農業分野では農家の大切な肥沃な表土の亡失、作物への砂塵の混入、土壌病害の拡散など、農業生産力の低下を招いています。また、住民生活の面では、洗濯物を汚す、部屋の中をザラザラする、有害物質や病原生物による健康被害など、生活環境の悪化を招いています。さらに、舞い上がった砂ぼこりは、視界を悪くして交通を危険にする。風下地域の不動産価格の低下、また、隣接する工場なども砂の舞い込みにより生産性の低下など、その影響は甚大で、有効な対策が急がれているところです。

そこで、砂嵐の発生源の一つである我が朝日村で今まで取り組んできた風食防止対策について質問させていただきます。

1、朝日村が現在まで取り組んできた風食防止対策の経過とこれまでの成果及び現状について。

2、行政としては、砂塵・風食被害について、その原因、なぜ起こるのかについてどのように考え理解しているのか。

3、朝日村風食防止対策協議会のここ数年間の活動状況について。

4、松本南西部風食防止対策協議会での検討及び活動内容について、お伺いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕



○村長（小林弘幸君） それでは、中村議員のご質問に対して、私からは質問の②、砂塵・風食被害についてどのように理解しているかについて答弁をいたします。

基本的な認識について申し上げますと、原因として推測できることは、やはり気候変動と農業の近代化がもたらしていると考えております。気候変動により降雪が少なく根雪とならないため、春一番が吹く頃には、土が出て砂塵になると。また、農業の近代化では、まずは圃場整備により1枚の畑が大きくなって、昔ながらの畔がなくなり、風の遮りがなくなってきたこと。そして、大型機械で耕し、土が細かくなり、風に舞いやすくなってきていること。それと、作物が葉野菜一辺倒になり、昔ながらの麦の作付等々がなくなり、風の遮りがなくなってきたと。このような変化が要因であるというふうに捉えております。

その他の質問については、担当の課長より回答いたします。

○議長（塩原智恵美君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、中村議員ご質問の、私からは1、3、4についてお答えいたします。

まず、1つ目の村がこれまで取り組んできた風食防止対策の経過及び成果と現状でございます。

村では、平成元年から取組を始め、平成11年には、組織の見直しにより村、議会、農業委員会、JA、生産者代表、こちらはJAの野菜専門委員や排水路管理委員会、また、県を構成する、村風食防止対策協議会を発足し対策を図ってまいりました。

また、平成16年には、松本市、塩尻市、山形村及び当村の2市2村で松本南西部地域農地風食防止対策協議会を組織し、広域で風食対策について研究、検討をしてきたところでございます。

村がこれまで進めてきた対策、こちらのほうは主に、農地へのマルチ麦、ライ麦、規格外麦の作付とロータリーがけの2通りが主な対策でございます。マルチ麦等の作付につきましては、農業者の意識向上に向け、回覧板、広報あさひ、告知放送、チラシ作成、JA配信メールによる啓発活動を実施し、作付面積の拡大を推進しており、風食用種子代につきましては、全額村及び松本南西部協議会が負担しているところでございます。

これまでの麦の作付面積でございますが、平成20年度が80ヘクタールで最大でございましたが、直近3年を見ますと、平成30年度が44.92ヘクタール、令和元年度が55.43ヘクタール、令和2年度が47.37ヘクタールでございまして、作付面積の拡大は進んでいない状況でござ

います。

拡大に至らない要因としましては、JA等に確認しますが、麦をすき込む際、トラクターにからんでしまう点、巻き込み作業が非常に短期間で行わなければいけないものですから春野菜への影響があるという点、また、高齢化により作業負担となること、通常野菜を植えたりするという作業じゃなくて、それを行うその前にトラクターとかをかけなければいけないという、そういった作業負担となるということ、そして、1農家当たりの管理する圃場が増加しているといったことの要因があるようでございます。

また、ロータリーがけにつきましては、過去にも村圃場においてロータリーがけによる試験を実施してございますが、県の情報では、ロータリーがけが風食対策に有効であるとの知見は少ないようございまして、そういったことも村も認識しているところでございます。

現状では、確実な方策がやはりないというのが実情でございます。

続きまして、朝日村風食防止対策協議会のここ数年の活動状況でございますが、先ほども申し上げましたが、農地へのマルチ麦等の作付の推進及びその麦の種子代の補助、またロータリーがけが主なものでございますが、その他にも圃場の播種の効果検証等を行っているところでございます。

続いて、松本南西部風食防止対策協議会の対策でございますが、主として麦の作付面積の拡大というものに非常に毎年力を入れているというところでございます。マルチ麦による風食防止試験を行い、草だけの短いマルチ麦が耕起作業の負担軽減や分解に要する時間の短縮効果があるため、春先の野菜作付の作業への支障を軽減ができ、風食防止のカバー率を上げることが期待できるという目的で、圃場へのマルチ麦種子の作付にうんと力を入れているというのが現状でございます。そのために、農家用の配布用のチラシ等を作成してございます。

そのほかに、この南西部では、麦の生育調査、網マルチの効果検証、土壌硬化剤による効果検証、無人ヘリによる播種の試験、また、気象に関する講演会、また、民間と信州大学が連携してやっております、寒天を素材とした風食にならない、そういった効果のある製品を作製いたしまして、そういったものの検証といったものを行ってございますが、これというものは見つからないというのが現状でございますが、いろんなことを各自治体で取組ながら、毎年そういった効果を見ながら一緒にやっているというところでございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問ございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 説明ありがとうございました。長年、また、毎年対策を取り組んでいっているわけですが、残念ながら有効な防止対策にはなっていないのが、この間の砂嵐なんかを見ていて思うわけなんですけれども、いろいろな団体がいろいろなところで取り組んでいただいていると思うんですけれども、今のこの現状を見て、村の対策、取組は、本当に主体者として十分だったかどうか、その辺いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今までの村の取組は十分だったかと、そういうことですよ。分かりません。考えられるだけのことを今までの行政もやってきた結果、今につながっているというふうに思っております。自分たちの小さい頃のことを思い起こしてみれば、やられたかどうか分かりませんが、春は麦踏みをやって、やっぱり作付、その作る作物も全然違うし、そういう環境がだんだん変化してきて現在に至っていると。先ほど私、どういう認識でいるかという、ああいうストーリーで今になっているというふうに思っています。

いい答えがなくて、申し訳ございません。

○議長（塩原智恵美君） 再質問ございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 非常に難しい問題で、1地域、1村で解決できる問題じゃないかと思うんですけれども、ちょっと私が見る限り、やっぱり今までの村の取組は、もっとやっぱり最重要課題として捉えていたかというところに対して、何かちょっと疑問を感じるところです。

先ほど産業振興課長のほうの説明にもありましたが、ここ数年の取組を見る限り、播種の作付面積が減っちゃっていますよね。平成18年をピークにして、今その約半分ぐらいに減ってきていますよね。また、過去には朝日村と山形村とシンポジウムをやったり、サミットやったりというような取組もしてきていますが、今現在、非常に、先ほど説明がありましたように、村の取組として8月に麦の作付をお願いする広報が半ページ、それから、1月に広報で、これも先ほど課長がおっしゃっていましたが、平成22年7月の松本農業農村支援センタ

一の資料なんかでは、効果がない、マイナス効果だと言われるようなロータリーがけがを、1月の広報ではやってくれというようなことを広報しているような段階でございますが、ちょっとその辺のところは、もう一度やっぱり我が事として一度仕切り直しをしていただいて風食防止に取り組んでもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。もうすぐこの風食協議会というのが開かれると思いますので、その席でも今の議員のような話を出してみたり、または、この前全員協議会のときに上條さんのほうからもそのような話がありましたけれども、じゃ、どうするかというところを、補助金出すからうんと作付面積広げてくれというのも、もしかしたらあるかもしれないし、少し考えてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塩原智恵美君） 再質問ございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 改めてちょっと村長にお伺いしたいんですけれども、同じく風食防止対策に取り組んでいる山形村本庄村長は、風食防止対策を村の重要課題だというふうにおっしゃっています。先ほど午前中の北村議員の答弁の中にもありましたが、観光事業では協力して進めるというようなお話が出ていますが、この風食防止対策についても、村長は重要課題として捉えているのか。また、山形村と協力してやっていくような方向は検討できるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 先ほどの農業分野における取組というところでも、課長のほうからの答弁の中に一文入っていましたが、砂塵を防止する、また風食被害をなくす方法等々も、今後の意見交換だとか一緒に協働連携においてテーマとしてはあると思います。取り組みたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 再質問ございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ありがとうございます。取り組んでいただけているということで、非常に心強く思っています。

先日、私、この問題を質問するに当たり、JAの中村センター長にお時間をいただいてJAさんの取組なんかをちょっとお聞きしてきたんですが、JAさんのほうもロータリーがけによる砂塵の粒子の大きさの調査や若手農家による強風前のロータリーがけの検討などを意欲的に取り組んでいただいているようですが、最終的には農家の皆さんに風食防止に対する意識を持ってもらうことだとおっしゃっていました。結論的には、農家の皆さんの協力がいかに得られるかということに尽きるということだと思ふんですね。

そこで、今実際問題として大分作付が進んできていますが、多くの面積でまだ4月、5月頃まで作付をされていない畑も一定程度あるようでございますので、ぜひ農家の皆さんの意識を高めていただいて、そういうところに播種をして、作付をしていただくようお願い、啓蒙活動を行っていただきたいと思うわけです。予算の話もありますが、今例年どおり、ここしばらく120万が固定化されているようなふうに見受けるんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、啓蒙という部分につきましては、毎年やってはいるんですけども、やはり少し足りない部分がございますので、議員のご意見も頂戴いたしましたので、しっかりまたやっていきますので、お願いいたします。

なお、その予算につきましては、先ほども実績申し上げましたが、120万円を続けているぐらいで、実績に合わせて予算を盛っているような状況でございますので、当然確実に上がれば、それなりの予算を確保するということは必要でございますので、そこ、予算を盛るときの職員の思いというものも、少し大きな重要課題として捉え切れなかったという部分があると思いますので、しっかり捉えて、しっかりやっていけるものについては、しっかり出していくという方針で捉えて頑張っていこうと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） やはりいろいろなことをやろうとすれば、予算が当然必要かと思えます。啓蒙のためのセミナーやったりとか研修会やったりとか、圃場で作付の実施をやるにしてもお金がかかってくるかと思えますので、ぜひ予算についてはかけていい事業だと思えますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

あと、やっぱり先ほども申しあげましたが、松本平でもう大きく変わったのは、先ほど村長もおっしゃっていましたが、畑作の農地の拡大だと思えます。信州大学の調べでは、昔この平には桑畑、林、荒地などが約2,700ヘクタールあったということなんですが、現在では、桑畑はゼロ、林と荒地で約500ヘクタールと5分の1に減少しています。当然、以前は風を弱める防風林があったということですが、今もう全く防風林らしいものがなく、もうずっと松本まで一直線に見えるような状況になっちゃっていますので、ぜひこの防風林についても研究をしていただけたらなというふうに思えます。

一説によると、防風林は風上に樹高の5倍、風下に20倍の風を弱める効果があるというふうに聞いておりますので、ぜひ防風林の研究等も進めていただけたらなというふうに思っております。

あと、最後に、1点お聞きしたいんですけども、継続的に風食防止対策を進めるには、やっぱり専門の職員が必要かなというふうに思うわけですけども、その風食防止対策に関わる係というようなものをつくっていただくようなことというのは、検討していただけないでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 組織をつくれという話ですよ。難しいと思えます、現状では。

○議長（塩原智恵美君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） 中村議員のご質問にお答えいたしますが、村の組織については、村長が申し上げたとおりでございますが、南西の協議会の関係でございますが、その中に当然、県の振興局や野菜花卉試験場の専門的な職員が入った中で研究をしてございますので、その中で十分認識もこういった部分もできると思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 先ほどちょっとお話に出た山形村では、職員2名が担当して、継続的な調査等に当たっているというようなお話も聞きました。また、たしか平成30年のときに私と同じような風食防止の質問を一般質問でされた議員がいたときに、そのときに産業振興課長が、素人ではあるけれども、風の方向、強さによって、職員の中でもある程度の理解ができるようになりつつあるという、そんな答えもしているんですね。やっぱり人任せではなかなか進まないと思いますので、ぜひ職員を育てるといいますか、村でもある程度のことができる職員を育てていただけるように希望しまして、私の1問目の質問は終わります。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） すみません、持ち時間が少なくなっているもので、端的にお聞きしますが、2月から回覧板が休止されていますが、その理由は何ですか、お聞きしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、中村議員ご質問の2月からの回覧板でございますけれども、どうして休止されているか、その理由ということでございますけれども、2月からの回覧板で情報発信が休止されている理由につきましては、コロナの感染拡大によるものでございます。

松本圏域では、1月5日に県の感染警戒レベルが4に引き上げられまして、村内でも感染者が発生し、高齢者がおられる村内の5世帯から、回覧板を見合わせてほしいとの要望がございました。回覧板を行っている他の自治体でも対応は2つございまして、回覧板を見る際の手洗い、それと消毒してから次のお宅へポスト投函を徹底する自治体、それと、回覧板自体を休止する自治体がございました。当村では、住民からの要望もあつたことや1月は感染

警戒レベルが高い状況にあったこともあり、回覧により接触感染も否定できないことから、住民の安心・安全を第一に考えまして、1月の課長会議で紙ベースでの周知が必要なものは全戸配布とし、告知放送で周知が可能なものは告知放送に切替え、回覧板の発行を見合わせることにしてございます。

また、3月の回覧板につきましても、松本圏域の感染警戒レベルは引き下げられておりましたけれども、全国的には10都府県で非常事態宣言が継続されておりましたので、そうした地域からの人の往来も想定されることから、引き続き3月の回覧板も全戸配布と告知放送に切り替えて、発行を見合わせたものでございます。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 続いて、同じく企画財政課長にお伺いしますが、村民アンケートでは、村の情報を得るのに具体的に、回覧板、告知放送、ホームページの情報入手率というのが何%になっているか、資料を申してください。

○議長（塩原智恵美君） 上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） 中村議員ご質問の情報発信の関係、村民アンケート等で村民がどこから行政情報を入手しているかというご質問でございます。第6次総合計画の策定時に行いました村民アンケートでは、多いものから、回覧板が80.2%と最も多く、次いで広報あさひむらが59%、朝日村自主放送番組が32.9%、告知放送が31.3%となっております、少数的なものではこのほかに、ホームページ、出前村政という形になっておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今説明がありましたとおり、回覧板は断トツの80.2%です。告知放送が31.3%、デジタル化で期待されるホームページは9.0%です。2つ合わせて40.3%、回覧板の半分です。重ねて申し上げますが、回覧板は、現在住民が村政情報を入手する最大の手



段となっています。加えて、回覧板の情報はホームページにも掲載されて、村民の後日の確認の手段となっているのが現状です。告知放送やホームページでは、現時点では回覧板に代わる存在にはなっていないというふうに私は思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） 中村議員おっしゃられますとおり、こういった村民アンケートの結果から見ますと、やはり回覧板が80.2%ということで最も多い状況だと思います。ただ、この回覧板も実際家庭に回ってくるものと、ちょっとお聞きしているのが、やはり回覧板で回ってくるにはちょっと時間がかかるということで、ホームページに掲載されていることをご存じの方は、ホームページでも回覧板を見ているということで聞いておりますので、そういったところで、ホームページを活用して回覧板を見ているという方も中にはおられると思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今ホームページを見ている方がいらっしゃるというふうにおっしゃったんですけれども、残念ながら、2月、3月は回覧板自体が存在しないために、ホームページの掲載もないわけですね。私は、回覧板は作ったと、感染予防のためにも、皆さん、申し訳ないけれども今回はホームページで見てくださいというんだったら分かるんですけれども、もう作っていないというのはやっぱり問題じゃないかな。私の手元には、なぜ発行しないのかとか、村民からの意見ですけれども、全戸に印刷で配ったらどうかとか、心配なら手洗いや除菌シートで拭いてもらうようお願いすれば済むことじゃないとか、やっぱりないと不便だよねと、そんな声がやっぱり届いているんですよね。ですから、本当に先ほど、中止するに当たってやめてくれという村民の意見もあったと思うんですけれども、逆になくて困っているという村民もいらっしゃいますので、手指消毒のお願いなどをして、ぜひとも速やかに回覧板を発行していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） 先ほどもちょっと申し上げさせていただきましたけれども、回覧板の休止に伴いまして、必要なものにつきましては全戸配布と告知放送に切り替えた

ということで、どうしても住民の皆さんに周知をさせていただきたいものは、回覧板から全戸配布ということで全戸に配布をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4月の回覧板につきましては、ちょうどこの週明けの月曜日に課長会議がございまして、その場で課長の皆さんの意見を聞いて決定させていただくことになっておりますけれども、ただいまの中村議員のご意見をまた加えさせていただいて、検討させてもらいたいと思ひますので、お願ひします。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 本当に村民の中には耳の悪い方もいらっしゃいますし、パソコンやスマホもない方もいらっしゃいます。告知放送が時間によって聞けないという方もいらっしゃいますので、ぜひ情報難民が出ないように、取り残される村民が出ないようにお願ひをしまして、ぜひ4月からは再開していただきたいということを望みまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（塩原智恵美君） これで、中村文映議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を2時35分とします。

休憩 午後 2時 分

再開 午後 2時 分

○議長（塩原智恵美君） 一般質問を再開します。

---

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（塩原智恵美君） 8番、齊藤勝則議員。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 8番、齊藤勝則でございます。

私は、2問の質問をさせていただきます。

最初に、第1番目としまして、ワクチン接種対応についてでございます。

国は、空前の接種計画を立てているが、予定どおりに進むのか。また、アメリカは2月半ばにも米製剤大手メーカーファイザーのワクチンの使用許可が承認されたそうです。既に一部は先行使用されているとのこと。我が国でも総計で3億1,000万回分の確保を見込まれているとのことですが、最近の入荷の遅れでちょっとその点が心配でありますけれども、はっきりしないところがありますが、そこら辺はどうか。

それから、早ければ2月下旬から3月半ば、あるいは4月、5月と各階層の対応を進めていくということが最初の話でありましたけれども、その中で質問であります。

1番目、感染対策の取れた接種会場の確保はどうなっているのかということですが、住民福祉課の課長さんの話で聞くとトレーニングセンターで、説明書にも書いてありません、これに書いてありますが、このようなふうにはセットして、受付、それから事前問診、医師問診、予防接種と、その横にワクチンを詰める、あるいは解凍させて詰めるという人が1人、それから接種後の健康状態を診ることに15分、ここに看護師が1人、また事務員が1人、こういう形は分かりましたので、この1番目の確保はどうなっているかというのは、トレセンのところで私分かりましたので、ぜひこの一つのステージ、大きなセンターですかね、あの中でやるわけですが、区切りをしっかりと、コロナ対策をしっかりと取っていただければ大丈夫かなということで、この1番目の感染対策の取れた接種会場というのは、大体私この説明で見えてきましたので、しっかりと感染対策を取っていただけてもらえばいいと思います。

2番目、ワクチン管理の厳格な手順をどうするのかということですが、ここに1人予防接種の看護師がいる、その横に1人、ワクチンを詰めるという人が、多分この管理のほうをやって詰めるようなことをやるんじゃないかと思うんですが、ここが1人で大丈夫なのかなと。この時期、どこの自治体でも、時期のずれ、少しのずれはありますがやっていくので、人工がこれで足りるのかなというのが、よく考えて、私、これ予定立ててくれているような気がしますけれども、トレーニングセンターの内容を見ていると思いますが、ちょっと人数が本当に確保できるのかなというのはちょっと心配です。

それと、3番目の質問、私が書いた超低温専用冷凍庫、これはどうも先ほどの住民福祉課長の話だと、冷凍のパックが朝日村には来るんじゃないかと、量的な数から見るとそういう

ことであります。これも分かりましたので、いいと思います。

それから、4番目、医師、看護師の確保はどうなのかということで、これが朝日村の三村医院と、そのほかによその地域から医師を1人や2人頼む、あと保健師も頼むというようなことであれですが、どこの地域も今こういうことで忙しい時期なもので、引っ張り合いになると思うんですね、看護師とか医師の引っ張り合いというのがありやしないかと、そういうことが心配であります。今度初めて朝日村も、初めてというかあれですが、集団接種、それから個別接種、この2種類やるわけですが、そこで質問ですけれども、集団接種は会場が分かっているんですが、個別接種についてどのように村としては考えてやっていくのか、そこら辺をお聞きしたい。

例えば、集団接種についても、課長のこの間の話ですと、コールセンターに電話をかけていただいて、それから、いわゆる接種の紙をいただいて、それから会場に行くという形なんですが、コールセンターというのはどこに村としては設置するのか。それから、コールセンターにも看護師とか何か2人置くそうですけれども、早くつくらないと、村民の中にも、どこへ聞いていいやら分からない。ただ、この接種というのはいくらでも大事で、やっぱりコロナを抑える上での最大の手だてだと思えますよね。その点、ぜひコールセンターをどこにつくるんだと。しかも、早くつくらなければいけないんじゃないかと思うので、そこら辺のことについて、ちょっと担当の方からお聞きしたいと思います。

もう一つ、この5番目に書いてありますが、ちょっと分かりづらい言葉で申し訳ないんですが、すぐに接種できないという人々というのはどういうことかということ、例えば朝日村に住民票があつて、今、県内でもいいんですが他の自治体に行ったり、あるいは東京、ことに1都3県、こちらへ学生が行っているわけです。そういう人たちに対してどのようなあれをしてくのか。住民票はあるのに現実いないというのは、どういう対応していくのか。そこについて、ちょっとすぐに接種できないというのは分かりづらいと思いますが、そういう人たちのことですね。

それから、もう一つ、私これ付け加えていきたいのは、既往症、私みたいに病んでいる人間が、ちょっと劇薬じゃないですが強い薬をやっているわけです。そういう意味で、このワクチンに対して受けて本当に大丈夫なのかと、そういうことは私はかかりつけの医者にまず聞いてから、ワクチン受けていいですかということでコールセンターに頼もうかと思っておりますが、私は一番リスクからすれば高いような人間ですけれども、受けたいんです。その前に、やっぱりそこら辺が分からない人もいますものですから、懇切丁寧に対応してもらふ必

要があるんじゃないかと。村民の中には、殊に高齢者の中には、今年齢別に何か接種をするようなことを言っていますが、殊に高齢者の中には分からない、どうやっていいか分からないという方がいるので、そういう方にはいろいろな伝達方法を通じて分からしめていくということが私は一番大事、立場の弱い人には、うんと分かりやすく説明する。

先ほど中村議員も言っていましたけれども、伝達方法ですかね。回覧板をなくした中で、本当にそういうことをしっかりやらないと村の中には、分かる人はどんどん分かるんですけども、高齢者は殊にどうやっていいか分からない、どこに相談していいか分からないというのがあるものですから、そこら辺をしっかりとやってもらいたいと思うんですが、その点についてちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、齊藤勝則議員1つ目のご質問、ワクチン接種対応につきましてお答え申し上げます。

今回のワクチン接種事業に際しましては、ワクチン接種事業の概要が国から示されてまいりました2月初旬にワクチン接種対応チームを庁内に立ち上げまして、事業実施に向けての方針、課題、提案等、週1回対応を重ねてきております。メンバーは、住民福祉課長の私と感染予防担当保健師の河西、また、庁内各課からも1名と副村長を加えまして、合計8名で構成をしております。

1つ目のご質問、感染対策の取れました接種会場の確保についてでございます。

村では、農業者トレーニングセンターのアリーナを会場として予定をしております。先ほど齊藤勝則議員がおっしゃったとおりでございます。選定理由といたしましては、3密に配慮をいたしまして、広さをまず確保いたしました。また、今年度アリーナを会場としまして村の循環器健診を実施をしております。その際、健診の進捗が一目で見渡せ、何かトラブルが発生した場合にすぐに対処ができるという利点も考慮して、決定をしております。

トレーニングセンターの利用に当たりましては、予防接種が始まります5月から長期間にわたりまして毎週末の土曜日の午後、日曜日終日を予防接種のために専用させて利用させていただくこととなりますが、議員をはじめまして村民の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、2つ目のご質問、ワクチン管理についてでございます。

今回のファイザー製のワクチンは、マイナス75度で保管をし、解凍、希釈をして利用するという特殊な管理が求められるものとなっております。国・県からは、日々新しい情報が入ってきておりますので、接種に当たりましては、国の運用マニュアルに沿いまして内容を的確に押さえ、医師等とも十分に打合せ、調整を行いまして、村保健師が中心となり、安全に実施してまいります。

次に、3つ目のご質問、ワクチン保管のための超低温冷凍庫の配置についてでございます。

県から各自治体へ最低1台が設置されるとともに、拠点病院となります大学病院等にも設置されることとなっております。当村への設置予定は3月下旬となっております。接種場所は、非常時にも電源が確保できる公共施設といたしました。

次に、4つ目のご質問、医師、看護師の確保についてでございます。

今回の予防接種に当たりましては、さきに議員おっしゃられましたように、当村では開業医の先生が三村医院の三村先生お一人となること、また、日々の診察、往診も行われる中で週末に今回の接種をお一人で担っていただくということは大変負担が大きいという大きな課題がありまして、今回、災害時の応援協定を締結しております松本市の村井にありますまつもと医療センターと塩筑医師会へ協力をお願いし、ご協力をいただくこととなっております。また、看護師につきましても、既に手配が済んでおります。ワクチンの入荷が未確定な中ではありますが、速やかに業務委託契約と具体的な日程調整を今後進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、5つ目のご質問、基礎疾患があり、ご自分で接種の可否を判断できない方のケースでは、あらかじめ主治医の先生に受診の際にご相談をいただき、判断をいただくようお願いしたいと思っております。当日の接種会場の医師の判断の問診もいただき接種の判断をいたしますが、限られた問診の時間の中でより安全に接種を受けていただくためには、あらかじめご本人の病状をよく把握されているかかりつけ医の先生にご相談をいただき、接種の有無を判断していただきたいというふうに思っております。

また、上條昭三議員のご質問の際にもお答えさせていただきましたが、コールセンターは、接種クーポン券をお送りするタイミングで開設をしたいというふうに思っております。対応する職員は、看護師または保健師の医療職が対応させていただく予定ですので、ご不明な点、ご不安な点がございましたら、お気軽にご相談いただきたいというふうに思っております。

それから、先ほど、住民票がない方の扱いはどうされるかというようなご質問がございましたけれども、その場合には、接種会場は本来ですと住民票があるところで受けていただく

のが基本となっておりますので、例えば学生さんで住民票をこちらに置いたままで大学へ行かれていたような方の場合には、居所で受けていただきまして、その分、居所、実際にいらっしゃる場所ですね、そこでの接種が可能になります。そういった場合には、費用につきましては、医療の関係と同じで、国保連合会という組織を通しまして、そちらの接種した自治体から住民票のある朝日村へ請求が来て、こちらのほうで費用負担をするというようなシステムになっております。

いずれにしましても、ワクチンの入荷時期と数量が現在は不透明な中ではありますけれども、住民の皆様が安心して接種をしていただけるよう、丁寧な説明をしつつ、全力で村としても取り組んでまいりたいと思います。議員をはじめ村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

私からは、以上になります。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今課長の話で、いわゆる首都3県とか、あるいは他地域にいる学生なんかは、その地域でいわゆる受けて、いろいろについての請求はこの朝日村のほうへということで、その場所でやるということができて、やはり移動ということが難しいものですから、そこはしっかりと対応していただければいいと思って、聞いて分かりました。

中でやっぱり私が一番この質問の中で言いたかったのは、高齢者が結構多いわけですね。前にも課長のほうで答えてくれたんですが、100歳以上、90歳以上、80歳以上、70歳以上、65歳以上と人数をしっかりと出してくれたんですが、約1,400名以上いるわけですね。こういう人たちに、どこへ行ったらいいか分からないということがとにかくないように、そういう人たちにも来てもらって、ワクチンが受けられるふうに宣伝だけはぜひ、先ほどのあれじゃないですが、配布されていないんですが回覧板、あるいは告知放送でも、きちっとそこをやってもらわないと、本当にちょっと分からない人もいるんじゃないかと、殊に高齢者はそういう人が多いので、私はそういう弱い人たちの立場に立って、ぜひこのワクチンの接種を続けてもらいたいと、こんなふうに思います。

それと、もう一つ、質問ですが、接種後の状態、これが私うんと今回のワクチンの対応では大事なことで、実は最近、日本の国内で12名ぐらいのアナフィラキシーが起こったと。これは海外では20万人に1人と言われているんですけれども、それでもやっぱり日本は特異な

のかなと思いますが、やはりそこら辺も心配だと思うんです。報道がなされるものだから、余計心配になって、接種をしないようにというような人もいるかもしれませんが、必ずそれは医師がいますし、連絡をつければ対応してくれると思いますので、ぜひそこら辺もしっかりと不安を消すような宣伝をしていただいで、受けるようにしていただければ、このコロナの収束に私は向かっていくんじゃないかなと、このワクチン接種で、それが一つの思いです。

前も誰か言ったと思いますけれども、コロナとなると、とかくいわゆる風評、こういうことは絶対に、コロナになろうがなるまいが避けなければいけない、こういうことをぜひ私はお願いしたいなと、この質問の中で思っております。

それで、先ほど課長からも言われましたけれども、コールセンター、これいつ頃立ち上げていただくか。それと場所。できればできるだけ早くにコールセンターを立ち上げて、ここにありますが、ここへ連絡すれば、送られてきて、来てくださいというようなことで連絡来ると思いますがということで、そこをぜひ明確にちょっと出してもらいたいです。いつ頃このコールセンターというのは立ち上がるのか、もう3月に入って、いよいよ接種の段階に近づいてきていますけれども、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） 齊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

コールセンターにつきましては、役場庁内の今健康の相談室でございますけれども、そちらのほうに専用の電話を置きまして、保健師あるいは看護師が常時対応させていただく予定しております。

開設の時期でございます。今回、コロナの予防接種に際しまして、予診券と受診券の発送をさせていただきます。その発送のタイミングで、コールセンターのほうを開設をさせていただきます。それ以前にご不安のことがございましたら、村の保健師のほうで対応させていただきますので、健康管理係のほうまでお電話をいただければ、対応させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

あくまでも予定になりますけれども、ワクチンが4月の下旬に入ってまいりますので、4月の中旬ぐらいには予診券のほうを発送しなければいけないというふうに思っておりますので、4月10日から15日ぐらいの間に開設をしたいというふうに思っておりますので、予定としてお願いしたいと思います。



以上になります。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 分かりました。そういうことで庁内に設けてもらうということで、4月中旬には、10日から15日の間には分かるようになるということで、具体的に動いてくれるということになりますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、私が言いたいのは、接種はこれで終わって、接種の後、証明書みたいのを発行してもらうということらしいんですが、接種済み証明書ですかね、風評被害を出さないように、それから、もしコロナにかかった場合は出さないように。それから、もう一つは、最近12人も出たというアナフィラキシーというのがあるものですから、長野のほうでは何かワクチン手帳というようなものを作って、毎日1個でいいから、ここが具合が悪いとか何か書いて、そういうものをやっぱり集約して行政がつかんでおくと、今後のワクチン接種の大きな助けになるんじゃないかということで、ぜひできればワクチン接種後のワクチン手帳というようなものを考えていただければ。今日はだるいなとか、それだけでいいんです。そういうことをきちんとデータを取っておくと、今後のワクチンに大きな力を発揮するんじゃないかと思うんですが、ぜひそんなことをお願いして、1問目の質問は、私、こんなところで終わらせていただこうかなと思います。どうもありがとうございました。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 2問目の質問でございます。私、デジタル化の問題点ということで出しました。

そういう中で一番言いたいことは、長い文章を読むのも大変なものですから、一番言いたいことは、やはり今のワクチンの話でも同じなんですけれども、分からない人、そこに起点を置いてもらってやってもらいたい。議会でも、今回タブレットとかいろいろ入れたりするようになりまして、私の周りでも全くデジタルについて訳が分からないという人結構多いんです。進んでいる方は、仕事をする上でどうしてももう必要なものですから早いんですね、やっぱり、飲み込も早いし。ところが、本当に知らない方は、押すこともできなかったり、

そういう方がいるわけなんです。

国がデジタル庁というものをつくった以上は、多分、地方自治体にデジタル推進ということを下ろされてくると思います。そういう中で、私は、いわゆる私は分からないというような人をつくらないということが国の事業では私は一番大事で、それがうまくいかないと、やっぱりこの事業うまくいかないなと思います。だから、そういういわゆる弱い立場の人に分かるような教育をしていただきたいということで、ここに質問3つを出しました。

いずれにしろ、このデジタル化についてアンバランスがあるわけなんです。事業を進める上でそれは顕在化してくると思いますが、当村としてデジタル化の波に乗れない人のために、どのような施策を考えているのかをお聞きしたいと思います。

2番目としまして、行政としてデジタル化の通信でペーパーレスということと、もう一つは作業の効率化という点では、確かにいいなと思うものでありますが、逆に例えばリース料とかメンテナンスあるいは利用料、使用料、そういうような面でペーパーレスの予算に対して、このいわゆるデジタル化に対してのそういう財政的な負担が逆に増えるんじゃないかというところもあって、そこはどうか。何にはそういうことを言う人がいるんです。デジタル化になるのはいいが、結構メンテナンスとかいろいろかかって大変だというような人もいますので、そこら辺についてはどのように考えているのか、お聞きしたいなと思います。

それから、デジタル化、これがさっき言ったことですが、デジタル化の習得に難儀な人たちには、ぜひイロハから教えていただきたい。私も過去に教室、村で催した教室に行ったことがあるんです。パソコン教室とかいろいろなところに行ったことがあるんですが、ある程度分かる人に対してどんどん進めていくんです。結局外されていくんですね。3度目から行けなくなっちゃった、ついていけなくなっちゃった。やっぱりこういう事業を進めていくというのには、いわゆる分からない人を基本にして、きちんと教えていくということをやらないと、今後問題が出てくるんじゃないかと思いますので、そこら辺が私ここで出したかった、2度目の後で出したいんですけれども、教室、そういうものをぜひ頻繁にやってもらいたいと思いますが、その点についてどうでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、齊藤議員の質問にお答えいたします。私のほうは、①と③

についてお答えいたします。

議員おっしゃるように、どうしてもデジタル化の波、そういった波に乗れる人と乗れない人、これはもう当然出てきます。それをいわゆる村政としては十分分かった上で、村からの情報伝達においても行っていきたいというふうに思っています。

これからいろいろと仕掛けが始まりまして、先ほど回覧板の話もいろいろ出ていますが、回覧板をメールで見たいという人も中にはいるものですから、パソコンで見たいという方のためにメールで今、回覧板が発行されましたよという案内をさせてもらったりだとか、または、LINEを使ってそういった情報発信をするというような場面等、やはりそういったことを使えない人たちには、引き続き回覧板を発行していくという、その2つの方式で今後はデジタル化というものは乗り切っていきたいというふうに思っております。

それと、デジタルということに対して教育をしてくれということが今ありましたけれども、思い出してもらいたいと思いますが、30数年前、約40年ぐらい前になりますかね、いわゆるマイクロコンピュータというものが出てきて、BASICという言語で、みんなそういったものをBASIC言語でコンピューターのプログラミングをする、それが発展して行って、いわゆる今使っているようなパソコン形式になって、パソコンの使い方教室等々、非常にその頃いろんなところでそういった教室が立ち上がってきました。特に、公民館講座でそういったような企画も確かにあったと思います。

これからは、議員の皆さんも、多分6月の議会にはペーパーレスということで1人1台のタブレットの下に議会が進められると思いますが、いろいろなことを教育をするということはやっていきたいというふうに思っています。

それで、一番大事な村民に対するそういったことですが、いわゆる朝日村のデジタル化だとかICT化というのが今どういう状況であるのかというのを、村民の皆さんにも知っていただくプレゼンテーションという機会をかなり随所で設けていかないと、今、朝日村はどういうことをやっているんだいなということで多分質問、または知りたい方が出てくると思いますので、そういった面も村としては周知をしていきたいというふうに思っています。

いずれにしても、弱い人の立場に立つというのが行政の基本的な考え方だと私は思っていますので、そういったことがあまり問題視されないように進めていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 齊藤議員ご質問のデジタル化の問題点のうち、2番目のペーパーレス化による経費の増についてお答えいたします。

行政のデジタル化、いわゆる行政の情報化の方針が国から示されたのは、25年前の平成6年、行政情報化基本計画により、情報化による効率化、効果的な行政の実現といったことを目指すものであります。

しかしながら、導入された行政システムは、自治体ごとにシステム改修を行うなど、情報化に伴い経費の増大を招いてまいりました。今までの行政のデジタル化は、デジタル化の本来の目的である効率化といった面で多くの課題がありました。これからの行政のデジタル化は、効率化と村民の利便性向上、この2つを目的としてまいります。

朝日村の令和3年度予算案では、デジタル化経費総額はおおむね8,200万、これは令和2年度に比較しますと280万の増加となっております。増加の要因は、デジタル化に伴い併せて今行政に求められております情報セキュリティ対策の経費、この経費の増であり、この経費が420万増加したことによるものであります。

一方、令和2年度から取組が始まりました電子決済、ペーパーレス会議システム等では、令和3年度予算の増加額は300万、このシステム導入に伴う人件費、消耗品等の削減額は440万ということで、したがって、令和3年度の行政デジタル化経費は143万円の削減効果がありました。ここで、効率化といった行政デジタル化の効果が出てきたものと思われれます。

今後推進される国の行政デジタル化では、各自治体個別の行政システムの標準化も法制化される予定であります。当村は、今後も経費の効率化も最重要視した中での行政のデジタル化を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員の持ち時間がなくなりました。

これをもって質問を打ち切ってください。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） はい、どうもありがとうございました。

○議長（塩原智恵美君） これで、齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問は全て終了しました。大変ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（塩原智恵美君） 本日はこれにて散会します。

散会 午後 3時10分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和3年朝日村議会3月定例会 第3日

議事日程(第3号)

令和3年3月16日(火) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第5号から議案第32号までの質疑、討論、採決  
(追加付議事件)
- 第4 議案第33号 財産の取得について
- 第5 発議第1号 朝日村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第6 議案提案説明
- 第7 議案内容説明
- 第8 議案第33号及び発議第1号の質疑、討論、採決
- 第9 朝日村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 第10 閉会中の継続調査の申出について

---

出席議員(10名)

- |     |           |     |             |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 1番  | 上 條 俊 策 君 | 2番  | 高 橋 良 二 君   |
| 3番  | 清 沢 正 毅 君 | 5番  | 高 橋 廣 美 君   |
| 6番  | 林 邦 宏 君   | 7番  | 中 村 文 映 君   |
| 8番  | 齊 藤 勝 則 君 | 9番  | 上 條 昭 三 君   |
| 10番 | 北 村 直 樹 君 | 11番 | 塩 原 智 恵 美 君 |

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 小 林 弘 幸 君 副 村 長 小 池 貴 浩 君

教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	塩 原 康 視 君
企 画 財 政 課 長	上 條 晴 彦 君	住 民 福 祉 課 長	上 條 文 枝 君
建 設 環 境 課 長	上 條 浩 充 君	産 業 振 興 課 長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君	子 育 て 支 援 課 長	中 村 聡 子 君

---

**事務局職員出席者**

議 会 事 務 局 長	上 條 裕 子 君	主 事 補	石 田 和 香 君
-------------	-----------	-------	-----------



開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（塩原智恵美君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

10番 北村直樹 議員

1番 上條俊策 議員

を指名します。

---

◎諸般の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎議案第5号から議案第32号までの質疑、討論、採決

○議長（塩原智恵美君） 日程第3、議案第5号から議案第32号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第5号 朝日村行政財産の目的外使用に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 朝日村附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 朝日村福祉医療費給付金条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 朝日村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 朝日村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 朝日村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 古見ふれあい親水公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 松塩地区広域施設組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 松本市・山形村・朝日村中学校組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和2年度朝日村一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。  
本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は、議案第19号 令和2年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第4号）、  
運営事業費、10の需用費、消耗品費267万1,200円の件です。

1月13日の村議会全員協議会で、樫山スノーテックとの指定管理契約解除後の協議内容の  
報告がありました。結論として、村はスノーマシンのカバーシート20基分60万円……。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、ただいまの質疑は、議案19号 朝日村一般会計補正予算で  
す。今、質疑をされていますのは、特別会計の内容になっておりますので、内容ご確認の上、  
質疑をお願いいたします。

○6番（林 邦宏君） はい。

○議長（塩原智恵美君） 特別会計ではなく、一般会計の質疑ということで。内容をご確認い  
ただきたいということをお願いします。

準備が調ったら再開しますので。

○6番（林 邦彦君） はい、すみません。失礼しました。

議案第19号 令和2年度朝日村一般会計補正予算（第10号）に関する修正。

議案第19号 令和2年度朝日村一般会計補正予算（第10号）の一部を次のように……。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、ただいま質疑でございます。質疑の内容をご確認ください。  
暫時休憩とします。

休憩 午前 9時15分

再開 午前 9時15分

では、本会議を再開します。

林 邦宏議員。

○6番（林 邦宏君） 議案第19号 令和2年度朝日村一般会計補正予算（第10号）に関する  
修正の質疑です。

内容につきましては、これは議案第23号の内容と、ここに補正予算という、繰出予算の、  
ここが財源が入っているものですから、それに対することで、ここを修正したいという、そ



ういうことで、内容的には質疑に関しては修正をするという、そういう質疑であります。

○議長（塩原智恵美君） 質疑を続けてください。

○6番（林 邦宏君） その中身につきましては、1月13日に本会議全員協議会で榎山スノーテックとの指定管理契約後の協議内容の報告がありました。結論として、村はスノーマシンのカバーシート20基分、60万円、スキースクールユニホーム60着分、197万1,200円、総額257万1,200円を村で買い取ることで、榎山スノーテックとの交渉を打ち切りたい旨報告がありました。一般質問で、その措置についての疑問点や不明な内容について質問いたしましたが、納得のできる結果には至っておりませんでしたので、再度質問いたします。

1としまして、村の財務規則では、公金を使つての支払いは、支払いに関する証拠書類が必要としているが、今回、村から提示されている書類はその要件を満たしているのか。

2番目として、前日の補正予算の説明で、企画財政課長は、今回の支払いはレアな支出になっていると答弁されましたが、その意味はどういうことか、このような事例は過去にあったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

3番目としまして、内部規則に基づく支払い不履行のため、要件を満たしていないと思われるが、こうした支払いは認められているのですか。

以上ですが。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、林議員のご質問に、私のほうからお答えさせていただきます。

まず1つ目の質問の支払いに関する書類につきましては、議員さんがもしかしたら誤解されていると思われるが、これまで議員の皆様にはご説明申し上げてきました書類につきましては、予算計上に当たりまして、物品の、私どもが確認、調査をしてきた書類をご説明申し上げてきました。また、購入しようとしています物品は村にございますが、榎山スノーテック株式会社の所有のもので、物品でございます。そこで、今後は、購入手続きが始まり次第、村の財務規則に従いまして書類を整備し購入してまいる所存でございます。その書類につきましては、見積りであったり、契約、納品書、請求書等、決められた書類を整備し購入してまいります。

2つ目でございますが、地方自治法施行令第167条の2第2項に基づきまして、スキー

場運営への必要性ということ、私たちはお話しさせていただきましたが、その必要性和、物品が、有効活用を図るという目的により、品物の買入れ先が特定されますが、随意契約という形を取らせていただき、購入させていただく予定でございますのでお願いいたします。

3つ目につきましては、財務規則に基づき、今後支払いに必要な書類を整備し、支払い事務を進めていくということでございますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの答弁の中で、今回の支払いはレアな支出になるという答弁の部分の回答がございませんでしたが、林議員の質問の2項目めのものに対する答弁がございませんでしたが、その答弁をお願いします。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、林議員のご質問でございますけれども、今回の支払いでございますけれども、レアな支出になるということで、全員協議会のときにお答えをさせていただきました。通常、需用費として物品を購入する場合は、相手先となるのは物品の製造元とか代理店、また販売店となるのが一般的ではございますけれども、今回、契約の相手方は販売店ではないため、そうした相手先と売買契約を締結して物品購入をするのはレアなケースになるということでお答えさせていただきましたので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 再質疑はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 物品購入ということなんですけれども、この財務規則ですね、これに関しては30品目あると思いますけれども、その中で、この項目に関して該当するには、一番適合しているのは、多分、10品目の物品購入の項目だと思いますけれども、これに関しては、当然物品というのは、スノーマシンの場合は、もう今から10年前もそういうもんですし、そういうものを現在に適合することに関しては、やはり問題があるんじゃないかと私は思います。要するに、そのときの証拠書類がないことには、やはり本来の趣旨から外れているということで、それはあると思います。それと、先ほどスキーウエアを購入することとは、今まで、雇用主がスキーウエアを買っていたと、そういう状態ですから、これに関しては、スキーウエアを村が買うということは、そのスキースクールの人たちを雇用するに

つながるんじゃないかと思えますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、2回目の林議員のご質問にお答えいたします。

まず、スキーカバーにつきましては、再調達した場合の金額について確認をさせていただき、その中で、今現在の金額を出してきたということで、私たち、そういった意味での確認をさせていただいておりますし、物品についても今後十分使えるということの確認を得ましたので、購入させていただくということでご相談させていただいたということで、ご理解をお願いいたします。

もう一件ですね、スキーウェアにつきましては、雇用主ということもありますが、これは村のほうのスキーが継続していくということが決まった中で、村としてもスキークラブが存続し、スキースクールが存続することがこの村のスキー場の運営に非常に必要だということを確認しましたので、そちらのほうもご相談させていただき、スキーウェアを購入するというので決めさせていただきましたので、ご理解を賜ればと思います。お願いいたします。ありがとうございます。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、3回の質問で終了です。今回の質問で最後となります。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） このような、要するに、その当時もしくは本当に近時であっても、そういう領収書それから納品書、そういうものが存在していない物品を購入するということに関しては、やはり財務規則からいくと、ちょっと外れているんじゃないかなろうかと、そんなことでこれに関しては本当にクリアじゃないんじゃないかという感覚です。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、最後の質問になりました。

これで質疑は終わりですか。よろしいですか。

○6番（林 邦宏君） はい。

○議長（塩原智恵美君） はい、分かりました。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

(「議長」の声あり)

○議長(塩原智恵美君) 林議員。

○6番(林 邦宏君) 修正動議を提出します。

○議長(塩原智恵美君) 修正の動議の申入れがありましたか、林 邦宏議員。

少しお待ちください。

ただいま、林 邦宏議員から修正動議が提出されました。

地方自治法第115条の3第1項の規定により、議員定数の12分の1以上の者の発議となりますので、修正動議は成立いたしました。

よって、直ちに議事日程に追加し審議したと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(塩原智恵美君) 異議なしと認めます。

本修正案の提案理由の説明を求めます。

修正案を配付させます。

〔修正案配付〕

○議長(塩原智恵美君) 林議員、登壇、発言席。こちらの議員に発言する席に移動して、修正動議の説明を求めます。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番(林 邦宏君) 修正動議の説明をいたします。

修正内容は、歳出、7款1項商工費257万2,000円を削減するために、以上の修正をするものです。

修正の理由は、あさひプライムスキー場特別会計補正予算257万2,000円を削減して、繰出金、マイナス22万8,000円とし、予備費を257万2,000円……。

○議長(塩原智恵美君) 林議員、ただいまの修正案は、スキー場特別会計の修正案です。一般会計の修正案の説明を求めます。

○6番(林 邦宏君) 修正案は、中身的には歳出……。

○議長(塩原智恵美君) 少しお待ちください。村長発言を控えてください。

林議員。

○6番(林 邦宏君) 7款商工費、それから1項商工費257万2,000円を減額し、予備費を増額するため所要の修正をするものです。

修正の理由は、あさひプライムスキー場特別会計の繰出しを257万2,000円減額して、予備

費を同額、増額するものです。なお、繰出金はスキー場事業会計のスキーウェア、スノーマシーンのカバーに該当するものです。それを削減いたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） お諮りします。議案内容説明につきましては、ただいまの説明で尽くされていると思いますので省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 異議なしと認めます。

よって、議案内容説明は省略することに決定しました。

これから、林 邦宏議員から発議のありました議案第19号 令和2年度朝日村一般会計補正予算（第10号）修正案について質疑を行います。

修正案について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで修正案について質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第19号に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 賛成の討論はなしと認めます。

では、反対討論はありますか。

中村文映議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ただいま林議員のほうから修正動議が出たわけですが、説明ちょっと分かりにくい部分があったと思いましたが。私は、この間の一連の流れの中で、村は前指定管理者の檜山スノーテック株式会社さんと、12回にも及ぶ協議を粘り強く行ってきていただきました。そのため、当初示された損害賠償とも思える約1,200万円の支払い要求と、降雪機、圧雪車の払下げ要求は、ユニフォームの購入、降雪機のカバー購入の約260万円に減額されました。まずは、小林村長をはじめ清沢担当課長、大竹係長のこれまでの努力に敬意を表するものです。また、これ以上理不尽な相手と交渉したくないという、村長が全協で発言した気持ちも分かります。請求額も5分の1、約260万円に減少したし、今シーズン意欲的に取り組んでいただいている新しい指定管理者と将来を見据え、今後のスキー場の在り方を話し合ったほうが建設的だとも思います。

しかし、問題の発端である一方的な契約解除の通告から一連の流れを冷静に考えたとき、

何ともすっきりしない、納得できない気持ちになります。議員の皆さん、思い出してください。令和元年9月に、村長が困ったことが起きたと議会に相談したときのこと、あのとき議員の皆さんは、理不尽な通告に憤りを抑えられず、村の弱腰な回答書の、ご迷惑をおかけしたことをおわびしますとの一文と、今後も多額の投資を約束するようリフトの予備電源やオーバーホール、降雪配管取替えを行うの一文を全員一致で削除させ、とにかく今シーズンの営業をお願いする、あとは議会と相談して検討するとの内容に変えさせたことを思い出してください。期間を残しての契約解除に村は苦慮し、対応に追われました。むしろ被害を受けたのは村のほう、反対に村が損害賠償を求めることはできなかったかとも私は思います。

村の指定管理者への姿勢は、大きな投資はできないが決められた安全点検は行う、配管等に何か問題があれば村の負担で行うということでした。この姿勢が理不尽な対応なのか、乗客の安全や営業の存続が担保されない理由になるのでしょうか。実際、令和元年に村は補正予算で1,000万円という多額の村費を投入して、要望のあった第2降車場の土砂崩落留めの工事を行なう対応をしています。さらに私が前指定管理者の管理姿勢に不信を強くするのは、現在の新しい指定管理者は、プライムスキー場は十分に運営できる施設だと折り紙をつけています。

今年度の村の財政規模は40億円余りの中で、今回の約260万円は少額かもしれませんが、されど、村民のお金、村の税金です。先日の全員協議会で、村長はもう交渉したくないと発言されましたが、これは村長が村民から預かる公金支出の問題です。そんな大切な公金を村民の誰もが村の対応は正しいと納得できないまま、償却資産の購入ならいざ知らず、消耗品を村の財務規則の解釈を、レアな解釈ということで支出してよいのでしょうか。もし、この問題点を解決しないまま議会が認めたとしたら、村の会計監査で問題ありと指摘されたとき、議会は説明できず、責任を求められることになると思います。村長、担当課長、係長には、さらなる負担をおかけすることになりますが、ぜひもう一度、前指定管理者と協議の場を持って交渉していただきたいと考え、現時点での原案採択に反対し、林議員の修正案に賛成するものです。

○議長（塩原智恵美君） ほかに討論はありませんか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 私、ちょっと気が動転しておりまして、不必要な失態を演じていますけれども、よろしくをお願いします。

この修正案に関しましては、やはり基本的には反対です。というのはですね、今まで要求されているスノーマシンのビニールカバーシート20着、それから、その金額は60万円なんですけれども、それと、それからスキースクールユニフォーム40着分、197万1,200円の購入時の注文書とか、そういう帳簿類が全く、それはですね、短期間でありながらそういうのがないと、それをやはり財務規則の中で認められるということは、非常に私は、これは危惧しております。また、スキースクールのユニフォームのような中古品を新品同様に購入するという、そういう感覚ですね。公金を支払いに執行する、そういう段階において、そういう感覚が本当に行政にあっていいもののでしょうか。これは非常に、私はささいな金額ですけれども、やはりそういうところには白、黒ははっきりさせて対応するのが、公金を預かる人の責務じゃないかというふうに考えております。貴重な財源を有効活用するのが、村民に対する福祉であり、それからそれが責務だと私は思っております。議員の皆様が、先ほど中村議員がおっしゃっていたとおり、このことについては原点に戻り、白は白、黒は黒という、そういうけじめをしっかりとつけて対応していただきたいんだと、それを切にお願いして討論といたします。

○議長（塩原智恵美君） ほかに討論はありませんか。

齊藤勝則議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 8番、齊藤です。

説明は、今、中村議員さん、それから林議員さんからも重々聞いて、私は共産党の議員として、やはり村民にしっかりと説明責任ができないところには、きちんとそれができるようなということで、この修正動議に対しては、私は賛成であります。

以上、申し上げます。討論とします。

○議長（塩原智恵美君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

採決の順序についてあらかじめ申し上げます。

本案について、初めに林 邦宏議員から提出された修正案を採決し、次に、原案につき採決いたします。

まず、林 邦宏議員から提出された修正案について起立により採決を求めます。

林 邦宏議員から提出された修正案に賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立少数です。

したがって、林 邦宏議員から提出された修正案は否決されました。

次に、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和2年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第21号を採決します。



本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和2年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和2年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和2年度朝日村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和3年度朝日村一般会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和3年度朝日村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和3年度朝日村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和3年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和3年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算についてを議題とします

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和3年度朝日村簡易水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和3年度朝日村下水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第33号及び発議第1号の上程

○議長（塩原智恵美君） 日程第4、議案第33号及び日程第5、発議第1号の議案を一括上程  
します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案提案説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第6、ただいま提出されました議案第33号の議案の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいま上程されました議案第33号 財産の取得につきましては、条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

担当課長より補足説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 次に、発議第1号の提案理由の説明を求めます。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） それでは、発議第1号 朝日村議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由を説明させていただきます。

朝日村議会会議規則の一部を改正する規則について。

欠席事由の整備、行政手続における押印義務を廃止する動きを踏まえた議会への請願手続における押印義務の見直し及び会議システム導入に伴う情報通信端末機の会議での使用に関し規則を改正するものであります。

欠席事由の整備と押印義務の見直しについては、標準町村議会会議規則の改正によるものであります。

欠席事由の整備については、第32次地方制度調査会の答申、総務省の地方議会議員の在り方に関する検討会並びに国の第5次男女共同参画基本計画において、会議規則における出産、育児、介護等の議会への欠席事由の整備が求められております。

当村議会においても、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活躍しやすい環境整備として、出産、育児、介護など議員として活躍するに当たっての諸要因に配慮した整備を行います。欠席事由として、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助といった、その象徴となる欠席事由を例示することにより、多様な人材の村議会へ

の参画を促進する環境整備を図ります。

さらに、出産については、産前産後の欠席期間を出産予定日の6週間前の日から、当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてとし、その期間を明らかにするものであります。

請願手続における押印義務の見直しについては、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

会議システム導入に伴う情報通信端末機の会議での使用に関しては、新たに条文を追加するものです。議会、会議において情報通信端末機の使用ができ、これによる情報通信端末機の使用について必要な範囲における使用に限る、個人情報等配慮を必要とする情報の取扱い及び電子音等議事の妨害とならないように配慮するといった遵守事項の規定を整備するため、本規則への条文の追加が必要となるものであります。

その他、見直しによる字句の訂正です。

以上が、改正理由となります。

議員の皆様のご賛同をお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

---

#### ◎議案内容説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第7、議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので暫時休憩します。

休憩 午前 9時59分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前10時03分

○議長（塩原智恵美君） 本会議を再開します。

---

◎議案第33号及び発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（塩原智恵美君） 日程第8、議案第33号及び発議第1号の質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第33号 財産の取得についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第1号 朝日村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。



したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎朝日村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（塩原智恵美君） 日程第9、朝日村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本件は、来る3月26日をもって朝日村選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了となるために、地方自治法第182条の規定により選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法を用いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名し、また補充員の補充順序も議長において定めることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に、矢野下啓司氏、村澤由人氏、三村 清氏、久保沢 実氏を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました4名の方々を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました矢野下啓司氏、村澤由人氏、三村 清氏、久保沢 実氏が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員に、清水直子氏、平林史子氏、上條秋子氏、藤森 勝氏を指名します。

なお、補充の順序は指名の順序のとおり定めることにします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方々を選挙管理委員会補充員の当選人と定め

ること及び補充の順序は指名の順序とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました清水直子氏、平林史子氏、上條秋子氏、藤森 勝氏が選挙管理委員会補充員に当選されました。また、補充の順序は指名の順序のとおり決定しました。

---

#### ◎継続調査の申出について

○議長（塩原智恵美君） 日程第10、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

---

#### ◎会計管理者兼総務課長挨拶

○議長（塩原智恵美君） ここで、来る3月31日付で退職される塩原康視総務課長兼会計管理者から挨拶をしたい旨申出がありましたので、これを許可します。

塩原総務課長兼会計管理者。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 退職に当たりまして、貴重なお時間をいただき、このような発言の機会をいただきますこと、本当に感謝申し上げます。

私は、昭和59年4月、朝日村役場に奉職しまして37年間、地方自治に携わらせていただき

ました。今振り返りますと、最初の職場であった経済課から現在の総務課まで、様々な分野で様々な事業や業務に携わらせていただきました。特に思い出として残っておりますのが、情報課でのA Y T担当時代、その日のニュースをその日の夜までに放送する業務は、時間に追われる毎日ではありましたが、村の魅力を発見でき、その情報を発信、そして日々その結果が出るやりがいのある仕事をさせていただきました。

また、企画開発財政課での信州博覧会、500名以上の村民が出演するミュージカル朝日村ファンタジー公演です。これは初体験のミュージカル公演といった、同じ目標に村民の方たちと一緒に頑張って向かった貴重な1年でした。これらの思い出のどちらも、村民の方の中に飛び込んで村づくりに参加でき、充実した日々を過ごすことができました。

このほか、これまでそれぞれの場面で厳しく難しい課題も多くありましたが、理事者の皆様、職場の多くの先輩、同僚の皆様、そして議員の皆様からの温かいご指導、ご支援をいただき、今日この日を迎えることができました。本当に感謝の気持ちでいっぱいでございます。これからは、お世話になりました朝日村、また地域に少しでも恩返しをしてみたいと考えております。

結びに、議員の皆様方がご健勝でますますご活躍されますことと、朝日村のさらなる発展を祈念いたしまして、退職に当たってのご挨拶とさせていただきます。長い間大変お世話になり、ありがとうございました。

---

#### ◎住民福祉課長挨拶

○議長（塩原智恵美君） 同じく、来る3月31日付で退職される上條文枝住民福祉課長から挨拶をしたい旨申出がありましたので、これを許可します。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

退職に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

私は、昭和57年から39年間、朝日村職員として勤めさせていただいてまいりました。この間、未熟な私が今日まで勤めてくることことができましたのは、ここにおいでの方の議会の皆様をはじめ、小林村長、歴代の理事者の皆様、多くの先輩の方々、職員の皆様、そして多くの村民の皆様のご支援、ご指導があったからこそと、心から感謝申し上げます。

在職中は、初めに住民福祉課の年金係として配属され、高齢者、児童福祉、健康づくり、総務課での財政、CATVの多岐にわたります仕事に関わらせていただいてまいりました。

この間で一番心に残っておりますのは、全国で市町村合併が進みました平成15年の自立計画の策定でございます。市町村合併で朝日村も合併するのではという大きな不安を抱きつつ、全ての地区に毎晩お邪魔をして、全ての事業実施の判断を村民の皆様からいただき、全ての事業内容と財政計画の見直しを行い、その結果、朝日村は自立を選択し現在に至っております。

また、平成28年からは住民福祉課長としての重責を担わせていただきました。この5年間は、国の社会保障制度が進む中、介護保険、国民健康保険など、村民の皆様の生活の根底を担う社会保障の大きな変革時期となりました。

また、昨年度からコロナ感染症対策という大きな課題の中で、村としての感染症対策課として対応をしてまいりました。この間、議会の皆様には様々なご意見、お知恵をいただき、また、村民の皆様のご理解の下、今日まで務めさせていただくことができました。心から感謝申し上げます。今後は、これまで皆様から頂戴したご恩を、村民として少しでもお返しができるらと思っております。

結びに当たりまして、朝日村のますますのご発展と、議長をはじめ議員の皆様のご健闘とご活躍を心からお祈り申し上げ、退職のご挨拶とさせていただきます。長い間大変お世話になりました。

ありがとうございました。

---

#### ◎子育て支援課長挨拶

○議長（塩原智恵美君） 同じく、来る3月31日付で退職される中村聡子子育て支援課長から挨拶をしたい旨申出がありましたので、これを許可します。

〔子育て支援課長 中村聡子君登壇〕

○子育て支援課長（中村聡子君） 子育て支援課の中村でございます。

このたび、私も今年度をもって退職をさせていただくことにいたしました。

私は、昭和61年に朝日村職員に採用になり、保育士として古見保育園に配属になりました。その後、村内の3つの保育園を何度か回り、あさひ保育園を最後に保育園現場で34年間、そ

して今年度子育て支援課に異動になり、全部で35年間、子育ての仕事をさせていただきました。

その間、たくさんの子供たちや保護者の皆様と出会い、地域の皆様に温かく見守られる中、朝日村の自然の中で、毎日が楽しくやりがいのある仕事をさせていただき大変幸せでした。また、朝日村での保育以外でも、保育士になり20年目には、広域交流職員として塩尻市に派遣になり、みずほ保育園で1年間勉強させていただきました。

平成29年には、中国四川省成都市の幼稚園視察研修にも参加させていただき、海外の幼児教育を見せていただくという機会を与えていただきました。

そして今年度は、一保育士がなかなか経験することができない、このような議会という場に参加させていただき、議員の皆様が真剣に朝日村のことを考え、討論、協議されて、村政が行われていることを知り、大変貴重な勉強をさせていただいたと思っております。ここまで育てていただき、本当に感謝の気持ちでいっぱいでございます。退職をしましても、朝日村で学んだこと経験を忘れずに頑張っていきたいと思います。

最後になりましたが、これからも朝日村の発展と皆様方のご健勝をお祈りし、私の退職の挨拶とさせていただきます。

長い間本当にありがとうございました。

---

### ◎村長挨拶

○議長（塩原智恵美君）　ここで、村長から挨拶したい旨申出がありましたので、これを許可します。

小林村長。

〔村長　小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君）　発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会では、令和3年度当初予算と多くの案件のご審議と原案どおりの可決をいただき、誠にありがとうございました。

来月からは、令和3年度がスタートいたします。議会初日の議案提案説明の中でも触れましたが、まずはコロナワクチン接種を4月下旬からスムーズに行えるよう、万全の準備と態

勢づくりを進めてまいります。そして、年度をまたいでしまいましたけれども、15の事業、約4.4億円の大型事業の遅れの挽回と、お認めいただいた一般会計当初予算25億7,700万円並びに各特別会計予算を、計画どおり遅れのなきよう執行してまいる所存でございます。

新型コロナも変異株へと形を変え、第4波の可能性もございます。村民の皆様方には、引き続き感染予防対策の下、徐々に経済活動の再開もお願いし、またワクチン接種にご協力をお願いいたします。

議員の皆様方におかれましてもご自愛をされ、新年度も朝日村発展のためご尽力を賜りますようお願いを申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。

今議会、大変ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（塩原智恵美君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和3年朝日村議会3月定例会を閉会とします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時21分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員